

## 令和2年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期     3月4日（水）から19日（木）まで16日間

2 日 程     下表のとおり

| 月 日  | 曜 日 | 会 議 名   | 開議時刻 | 摘 要     |
|------|-----|---------|------|---------|
| 3月4日 | 水   | 本 会 議   | 13時  | 開会・議案上程 |
| 5日   | 木   |         |      |         |
| 6日   | 金   |         |      |         |
| 7日   | 土   |         |      |         |
| 8日   | 日   |         |      |         |
| 9日   | 月   | 本 会 議   | 13時  | 一 般 質 問 |
| 10日  | 火   | 本 会 議   | 13時  | 一 般 質 問 |
| 11日  | 水   | 本 会 議   | 13時  | 議 案 質 疑 |
| 12日  | 木   | 民生産業委員会 | 9時   | 付託事件審査  |
| 13日  | 金   | 民生産業委員会 | 9時   | 付託事件審査  |
|      |     | 総務文教委員会 |      |         |
| 14日  | 土   |         |      |         |
| 15日  | 日   |         |      |         |
| 16日  | 月   | 総務文教委員会 | 9時   | 付託事件審査  |
| 17日  | 火   | 予算特別委員会 | 9時   | 付託事件審査  |
| 18日  | 水   | 予 備 日   |      |         |
| 19日  | 木   | 本 会 議   | 13時  | 審査報告・閉会 |

| 令和2年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号） |                  |           |          |           |           |          |
|--------------------------|------------------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
| 令和2年3月4日                 |                  |           |          |           |           |          |
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂         |           |          |           |           |          |
| 開閉会日時<br>及び宣告            | 開 会 開 議          |           |          |           | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月4日 午後1時00分 |           |          |           | 星 正 彦     |          |
|                          | 閉 会 開 議          |           |          |           | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月4日 午後2時11分 |           |          |           | 星 正 彦     |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号         | 氏 名       | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号  | 氏 名       | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                | 添 田 政 勝   | 出 欠      | 1 1       | 西 藤 典 子   | 出 欠      |
|                          | 2                | 野 口 美 恵 子 | 出 欠      | 1 2       | 的 野 信 之   | 出 欠      |
|                          | 3                | 田 中 二 三 輝 | 出 欠      | 1 3       | 須 山 由 紀 生 | 出 欠      |
|                          | 4                | 宇 田 川 亮   | 出 欠      |           |           |          |
|                          | 5                | 新 谷 留 晴   | 出 欠      |           |           |          |
|                          | 6                | 篠 原 哲 哉   | 出 欠      |           |           |          |
|                          | 7                | 星 正 彦     | 出 欠      |           |           |          |
|                          | 8                | 有 働 徳 仁   | 出 欠      |           |           |          |
|                          | 9                | 栗 田 美 和   | 出 欠      |           |           |          |
| 10                       | 許 斐 英 幸          | 出 欠       |          |           |           |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 | 会議録署名<br>員       |           | 3        | 田 中 二 三 輝 | 4         | 宇 田 川 亮  |

| 職 務 席                                  | 議会事務局<br>局長                 | 武 谷 朋 視 | 出 欠 | 議会事務局<br>局次長 | 長 浦 良   | 出 欠 |
|--|-----------------------------|---------|-----|--------------|---------|-----|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                         | 岡 崎 邦 博 | 出 欠 | 会計課長         | 櫻 井 順 子 | 出 欠 |
|  | 教育長                         | 栗 田 ゆかり | 出 欠 | 建設課長         | 松 永 憲 昌 | 出 欠 |
|  | 総務課長                        | 三 戸 公 則 | 出 欠 | 政策推進<br>課 長  | 藤 原 光 徳 | 出 欠 |
|  | 福祉人権<br>課 長                 | 石 井 通 稔 | 出 欠 | 地域振興<br>課 長  | 立 石 一 夫 | 出 欠 |
|  | 税務住民<br>課 長                 | 梶 栗 恭 輔 | 出 欠 | 上下水道<br>課 長  | 原 敏 勝   | 出 欠 |
|  | 農政環境課長<br>兼農業委員会<br>事 務 局 長 | 筒 井 英 和 | 出 欠 | 教育課長         | 古 後 憲 浩 | 出 欠 |
|  | 保険健康<br>課 長                 | 芝 野 英 和 | 出 欠 |              |         |     |
| 議 事 日 程                                | 別 紙 の と お り                 |         |     |              |         |     |
| 付 議 事 件                                | 別 紙 の と お り                 |         |     |              |         |     |
| 会 議 経 過                                | 別 紙 の と お り                 |         |     |              |         |     |

## 令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月4日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第5 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第6 議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例
- 日程第7 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第8 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 鞍手町一般職の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第12 議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更
- 日程第33 議案第30号 鞍手町道路線の変更

令和2年3月4日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

新型コロナウイルス感染症対策に関する行政報告を行います。

現在、中国湖北省武漢市を中心として、世界的な感染拡大を見せている新型コロナウイルス感染症であります。日本国内におきましても中国の一部の地域への渡航歴のない感染者が確認されております。

本町では、感染症拡大を防ぐために、2月6日からホームページ上におきまして町民の皆様への注意喚起と情報提供を行っております。

また、庁舎やその他公共施設には、手指消毒薬を設置する対応を行っております。

2月20日に福岡県内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されたという報道を受け、同日付けで「鞍手町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染症拡大防止について対応を協議しております。

政府は、2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表しておりますが、本町も同日に第2回目の対策本部会議を開催し、今後の感染症拡大防止策について具体的な対応を協議しました。

協議の結果、感染拡大防止の観点から2月、3月の町主催行事については、原則中止又は延期することとし、どうしても開催が必要と判断される行事については、手指消毒薬の設置やマスクの着用あるいは行事内容の変更などを求めることとしております。

町以外が主催する行事についても関係機関に情報を提供するとともに連携を図りながら感染拡大防止に努めております。

また、2月26日から、町民の方々に対し更なる周知を行うため感染症の拡大防止において、日常生活で気を付けていただきたいことや感染が疑われる症状、その際の連絡先や相談窓口などを記載したチラシを作成し、全世帯への配布を行っているところです。

さらに、2月27日に政府から全国の公立小中高校等に対し3月2日から春休みまで休校するよう要請があったことから、本町におきましては、本町教育委員会と協議の上、3月4日から3月23日までの通常の授業については臨時休校とする対応を取っております。

なお、臨時休校により現在学童保育に通所している児童については、町内4つの学童保育所に対し預かり時間の拡大などを要請するなどし、対応に努めております。

また、公共施設のうち中央公民館や体育施設などについては3月末まで、小・中学校、豊翔館の体育施設については4月末まで利用を休止させていただいております。

町民の皆様からの感染症対策に対する問い合わせについては、平日、休日、夜間を問わず対応可能な体制を整えており、今後も国及び県などから提供される情報をもとに、本町の実情に応じた最適な対策を講じて参ります。

以上、「鞍手町新型コロナウイルス感染症対策」に関する報告です。

#### ○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております専決処分の報告、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第88工区）、（第89工区）請負契約の変更及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書、並びに、定期監査結果報告書をお手元に配布していただきますのでご確認下さい。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番議員 田中二三輝議員及び4番議員 宇田川亮議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月19日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

令和2年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について、令和元年度の取組を振り返りながら、令和2年度の施政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年の3月議会において、鞍手町の未来をひらく8つの約束を掲げ、町長としての基本姿勢と公約について所信を述べさせていただきました。

本年度は、平成31年度として始まり、皇太子殿下が天皇に御即位された5月1日より令和が始まりました。

この記念すべき日を町民の皆様と迎えられたことを感慨深く感じながら、新しい時代とともに鞍手町を発展させ、自信と誇りの持てる鞍手町にしたいという決意を新たにいたしました。

所信表明の中で述べましたように、まず私のなすべき事は、前町長の官製談合事件により失墜した町政に対する信頼を回復させることであるとの考えから、入札事務が町長の恣意的な判断により容易に変更されることが無いように関係例規の見直しを行い、本年度から実施

しております。

また、鞍手町の未来をひらく8つの約束については、取組状況を述べるとともに、令和2年度の方針を述べさせていただきます。

まず初めに、「喫緊の課題を解決する」です。

くらて病院については、医師確保の目途がついたことや収支計画の見直しにより、将来の健全な経営が確保できる見通しとなったことから、くらて病院との間で移転新築及び運営に関する協定書を締結し、計画どおり進めることとなりました。

現在、造成が完了し来年度には本格着工の運びとなっています。

くらて病院は、町民はもちろんのこと周辺地域住民の中核病院として重要な役割を果たしていくこととなりますので、今後も設立団体の長として一日も早い完成に向けて支援をしていきたいと考えております。

次に、役場庁舎等建設事業についてです。

役場庁舎等の移転建替については、就任直後から役場内部で移転場所や総合福祉センターのあり方、複合施設の併設などについて協議を重ねてまいりました。

また、議会において新庁舎建設特別委員会が設置された後には、議会からのご意見をいただきながら庁舎等建設基本計画の改訂版策定に取り組み、特に現石炭資料展示場においては、建設当時の状況について貴重なご指摘をいただいたことから、新庁舎等建設に向けて一定の方向性を見出すきっかけとなり、改めて感謝申し上げる次第です。

このご指摘を機に新庁舎等建設についての方向性は、議会と一致できたことで、去る2月7日の臨時議会において基本設計、実施設計等の関連予算を上程させていただき、ご承認をいただいたところであります。

令和2年度一般会計予算にも関連予算を計上しており、新庁舎等建設事業についても一日も早い完成に向けて鋭意努力してまいります。

次に2つ目は、「公平、公正で町民に開かれた町政の推進」です。

私は、町民が主役となる町政、町民が提言できる開かれた町政を行っていきたいと考え、平成31年3月議会と令和元年6月議会に住民が参画できる組織設置に関する予算をご提案いたしました。残念ながらご理解をいただけませんでした。

ただ、町民に対して行政としての説明責任をもっと果たしていくべきだという考えに変わりはありません。特に予算の仕組みや執行状況については、十分な説明が必要であると考えています。

そこで、町の予算がどのような事業にいくら使われているのか、また、町の収入にはどのようなものがあるのかなどを一般的な家庭をモデルにして、子どもたちにもわかりやすく親しめるようにした冊子「なるほど！納得！町の予算」を作成し、町民の方々に配布いたしました。

この冊子については、多くの住民の方々から評価をいただいているところです。

令和2年度もこの冊子を作成する予算を計上させていただいており、引き続き公平、公正

で町民に開かれた町政の推進をしてまいります。

3つ目は、「**教育、伝統文化、芸術を通して心豊かな暮らしの実現**」です。

所信表明で少子化が進み人口減少が見込まれる中で、次の鞍手町を担う子どもたちに様々な分野で充実した教育環境を提供することが、私たちの役目だと申し上げました。

本年度、すべての小学校普通教室を中心に空調設備を整備し、教育環境の充実を図ってまいりました。

中学校においては、部活動の外部指導員の導入に向けた予算を計上し、指導体制の充実を図ってまいりました。

令和2年度からは、国のGIGAスクール構想に基づき小中学校の児童、生徒にパソコン端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を図り、AIやICT化に対応できる教育を推進して参ります。

また、生涯学習や伝統文化や芸術の拠点となる中央公民館の大規模改修に取り組みました。令和2年度も引き続き、中央公民館の改修に取り組むこととしております。

これらの事業により生涯学習などの拠点としての機能の充実を図ることとしておりますので、町民の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

4つ目は、「**安全、安心な暮らしを育むまちづくり**」です。

近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は、時と場所を選ばず私たちの生活を脅かしています。昨年の台風15号や19号は、関東や東北地方に大きな被害を与えました。

幸いにも本町には、大きな災害が発生するような台風や大雨はございませんでしたが、本町に襲いかかる災害を常に想定して対策を講じておかなければなりません。

本年度は、防災行政用無線機を新たに11基増設し、住民の方々に防災情報や避難情報の提供充実に努めて参りました。

また、昨年12月には、全町的な防災訓練を7年ぶりに実施いたしました。この防災訓練では、避難場所への誘導や避難所の運営のあり方など多くの課題があることに気付かされることになりましたが、今後も防災訓練を繰り返し、課題を解決しながら万が一の災害時に備えていきたいと考えています。

令和2年度も防災訓練を行うための予算を計上しております。

またさらに、安全、安心な暮らしを育むまちづくりを一層推進するため、安全、安心なまちづくりに特化した部署として総務課に新たに安全安心係を設置いたします。

所掌事務は、自治会組織、消防、防災、防犯、危険空家など地域住民の方々の生活に直接にかかわる安全安心の分野を中心に所管する係となっております。

今後も町民の皆様が安全安心に暮らせるまちづくりに努めて参ります。

5つ目は、「**高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまち**」です。

私は、常々健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。いくつにな

っても、また障がいがある方も元気でいきいきと生活できることが重要であると思っております。そのためには、日頃から楽しく、安全に運動できる環境が必要だと考えています。

本年度は、高齢者の方々が楽しんでいただけるよう総合福祉センター敷地内にあるグラウンドゴルフ場を整備いたしました。

また、総合福祉センターは、機能を新庁舎に併設する複合施設に移管することになります。西川の左岸地域で唯一の公共施設でありますので、災害時などの避難所として重要な役割を果たしてまいります。

子育て世代から高齢者、障がい者の方々が多く利用されている福祉拠点施設ですので、当分の間は存続させることで引き続き介護予防や福祉の拠点としてきめ細かなサービスが提供できる環境・体制を作り上げていきたいと考えております。

6つ目は、「**商工業の振興**」です。

個性ある小規模小売店の集積化を図り、個性あふれた魅力的なまちづくりを進めていきたいと申し上げました。

本年度は、鞍手町中小企業活性化計画に基づくアクションプランを策定しました。このアクションプランに沿って令和2年度は創業支援や商品開発支援など地域経済の活性化を図っていききたいと考えております。

また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んでいきたいと述べておりましたが、この分野については、さまざまな関係者から情報収集を行っておりますが、具現化までには至っておりません。

令和2年度以降も引き続き情報収集を行うとともに電力の地産地消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

7つ目は、「**農業の振興**」です。

鞍手町の農業の特産物には、米をはじめライ麦や大豆、果樹ではブドウやイチゴなどがあり、これらをさらにPRしていくとともに新たな商品の開発が不可欠だと申し上げてきました。

本年度は、平成30年度に商品化した巨峰サイダーをブラッシュアップし、特産品として東京六本木のアマンドで販売、PRを行いました。

また、新たな特産品開発に向けてぶどう生産者とともに先進地視察も精力的に行って参りました。

さらに、これまで課題となっている農業従事者の高齢化や後継者不足を打開するために新規就農者の育成事業にも取り組んで参りました。

令和2年度も、引き続き、新規就農者の支援事業を含めた農業の振興に取り組んでいきたいと考えています。

8つ目は、「**誇れる鞍手のまちづくり**」です。

昨年の所信表明の中で、今後、町内の関係各位のご理解とご協力を得ながら、町単独に限



らず近隣市町と連携を図り広域的な観光協会の設立も視野に入れながら取り組んで行きたいと述べておりますが、これについては観光施策に対する担い手づくりや意識の醸成にまだ時間を要することが認識できましたので、引き続き粘り強く取り組んで行きたいと考えています。

一昨年の前町長による官製談合事件は、町民の皆様には失望と憤りを引き起こさせるとともに、鞍手町のイメージを大きく失墜させるでき事でありました。

一度落ちたイメージを回復させることは、容易ではありませんが、町民の皆様とともにもう一度鞍手町の住民であることを、胸を張って言える、誇れるまちにしていきたいと考えております。

まずは、悪いイメージを払しょくし、歴史や伝統あるいは豊かな自然環境などの貴重な資源や地方創生として取り組んでいるサブカルチャー事業の推進などを通じて鞍手町の良さを再認識していただきたいと考えております。

そのため令和2年度はシティプロモーション事業を増額しマスメディアやSNSなどさまざまな情報発信ツールを使ってPRしていきたいと考えております。

以上、これまでの取り組みを振り返りながら、令和2年度の施政方針を述べさせていただきます。

私の公約である鞍手町の未来をひらく8つの約束の達成度はまだ不十分ではありますが、この約束を職員と一丸となって全力で取り組んでいくことで、小さくても、心豊かで、幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現してまいる決意でございます。

どうか議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の令和2年度に向けた施政方針といたします。

#### ○議長 星 正彦君

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条 第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

鞍手町選挙管理委員会委員には、只今お配りしたとおり、  
中西 憲治君、  
野上 忠良君、  
古野 明裕君、  
白石 實枝君、  
以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました方を、鞍手町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名しました、  
中西 憲治君、  
野上 忠良君、  
古野 明裕君、  
白石 實枝君、  
以上の方が鞍手町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、鞍手町選挙管理委員会補充員には、

長友 浩一君、  
香月 宏一君、  
櫻井 輝代君、  
西原 邦江君、  
以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した方を鞍手町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって只今指名しました、  
長友 浩一君、  
香月 宏一君、  
櫻井 輝代君、  
西原 邦江君、  
以上の方が鞍手町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に進みます。

日程第5 人権擁護員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって人権擁護員候補者の推薦に関する協議については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第6 議案第3号 から、日程第15 議案第12号までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第6 議案第3号 から 日程第15 議案第12号までの10件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第3号は、鞍手町公有自動車購入基金条例であります。

本議案は、庁用自動車のみに限らず、スクールバスなど町が購入する自動車全般が対象であることを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第4号は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、これに関連する「鞍手町監査委員条例」、「鞍手町水道事業の設置等に関する条例」の2つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第5号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、庁舎等建設の設計者の候補者の選考及び建築本体工事に係る競争入札指名者の選考を厳正かつ公平に行うため、鞍手町庁舎等建設設計候補者等選考委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 9 議案第 6 号は、鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことに関連し、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 10 議案第 7 号は、鞍手町一般職の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 11 議案第 8 号は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

本議案は、民法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これに関連する「鞍手町営住宅管理条例」、「鞍手町改良住宅設置及び管理条例」の 2 つの条例について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 12 議案第 9 号は、鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 13 議案第 10 号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 14 議案第 11 号は、鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、鞍手インターチェンジ北側に整備中の産業集積地において、無秩序な開発を抑制し、周辺地域との調和のとれた良好な環境を保全するために都市計画決定する地区計画に基づき、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第 15 議案第 12 号は、鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

本議案は、消防団員の確保や地域防災力の充実強化を図るため、鞍手町消防団に火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する機能別消防団員制度を導入することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第 6 議案第 3 号から 日程第 15 議案第 12 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第13号から、日程第22 議案第19号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第16 議案第13号から、日程第22 議案第19号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第13号は、令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)であります。

本補正予算は、歳出においては、今年度末に2名の依願退職の申出があったことから、2款 総務費において退職手当を追加しております。

また、3款 民生費においてプレミアム付商品券事業費をはじめ、その他補助事業の実績見込みなどに伴う予算の増減等を行っております。

また、歳入においては、固定資産税等の増収が見込まれることにより1款 町税の追加を行う一方で、各補助事業の実績見込みなどにより国・県支出金や町債及び財政調整基金繰入金等の補正を行っております。

そしてこれらの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1億4,324万9千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ79億3,307万6千円としております。

次に、日程第17 議案第14号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)であります。

本補正予算は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金、基金積立金を増額し、くらすて病院に係る保健事業費及び運営費交付金の減額に伴い、県支出金などの収入の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ6,277万7千円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ19億1,728万4千円としております。

次に、日程第18 議案第15号は、令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入の増額と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ62万9千円減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億7,231万円としております。

次に、日程第19 議案第16号は、令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、歳入歳出それぞれ1,697万2千円減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ9億1,976万4千円としております。

次に、日程第20 議案第17号は、令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別

会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、国債証券の売買に伴う財産収入が主な要因となり、歳入歳出それぞれ242万3千円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,484万8千円としております。

次に、日程第21 議案第18号は、令和元年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、医療機器購入費の確定に伴う不用額等を減額するものです。

また、病院建設事業に伴う貸付金及び負担金については、第2表として繰越明許費により予算措置を講じております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ1,043万7千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億9,371万6千円としております。

次に、日程第22 議案第19号は、令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調整し、予算第2条業務の予定量では、主要な建設改良事業で2,000万円減額し4,614万5千円を計上しております。

予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億5,559万5千円に対し、水道事業費用3億4,853万8千円で、差引705万7千円の黒字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,647万8千円に対し、資本的支出1億441万9千円で、差引7,794万1千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第16 議案第13号から日程第22 議案第19号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第20号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第23 議案第20号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第20号は、令和2年度鞍手町一般会計予算であります。

はじめに、令和2年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景にふれながら方針を述べさせていただきます。

まず、国の予算等の状況を申し上げますと、令和2年度は、3つの重点項目をもとに予算編成されております。

1つ目は、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、幼児教育・保育

の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、予防・健康づくりの取組の抜本的強化をはじめ、社会保障の充実のための対策を。

2つ目は、経済対策を実行するため「臨時・特別の措置」を講じ、東京オリンピック・パラリンピック後の経済活力の維持・向上を見据えたキャッシュレスポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を実施するための対策を。

3つ目は、歳出全般にわたり見直しを行い、一般歳出等について、「新経済・財政再生計画」の目安を達成するなど、歳出改革の取組を継続しております。

これらの方針により編成された、国の一般会計予算総額は、102兆6,580億円 前年度に比べ1兆2,009億円、率にして1.2%増で今国会に提案されております。

また、令和2年度の地方財政計画では、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税の総額は、16兆5,882億円となり、前年度と比較し、4,073億円、率にして2.5%増となっております。

一方、地方税収入の増加などが見込まれることにより、赤字地方債である臨時財政対策債の発行可能額は、3兆1,398億円となり、前年度と比較して1,171億円、率にして3.6%減となっております。

このような状況を踏まえ、鞍手町としても依然として厳しい財政状況にあるなか、役場庁舎等建設に伴う基本設計業務に着手し、事業がより具体化・本格化してきます。また、町立保育所統合に伴う古月保育所の大規模改修工事やくらて病院移転地の周辺道路改良工事にも着手していきます。

一方、電算業務のプロセスを自動化するRPAの本格導入など、行政経費の削減につながる取組を実施するとともに、新生児から高齢者まで各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら、予算編成を行っております。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億706万6千円であります。

前年度と比較して、3億7,213万2千円、率にして4.7%の増額となっております。

令和元年度当初予算から令和2年度当初予算において、大きく増額となった要因は、役場庁舎等建設に伴う関連事業費を計上したことや、町立保育所統合に伴う古月保育所の改修工事費、くらて病院移転地の周辺道路改良のための工事費を計上したこと、国が目指す「GIGAスクール構想」の実現に向けた事業費を計上したことなどによるものです。

一方、消費税率引上げに伴う対応としてのプレミアム付商品券事業費や中央公民館大規模改修事業に伴う工事費、さらに役場庁舎等建設が設計段階に入ることから公共施設等整備基金への積立金などの予算が大きく減額となっております。

また、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入に伴い、歳出予算の節の区分から「7節 賃金」が廃止されることとなります。令和元年度まで賃金で予算計上していたものは令

和2年度では、「1節 報酬」に勤務に対する報酬と時間外勤務報酬を予算計上しております。また、「3節 職員手当等」に期末手当を、「9節 旅費」に通勤費に係る費用弁償を、それぞれ予算計上しております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費では、前年度と同様、通常予算の9,746万2千円となっております。

次に、2款 総務費では、庁舎等建設費において、役場庁舎等の建替えに伴う関連予算6,903万2千円を計上しております。

また、個人番号カード普及事業費においては、個人番号カード普及のための関連予算255万3千円を新たに計上しております。

わかりやすい予算説明書発行費においては、昨年度発行し、町民の皆様にご好評であったことから、今年度も発行関連予算150万円を計上しております。

電算の基幹システム管理費においては、電算業務のRPAの本格導入に要する関連予算308万円を計上しております。

また、危険空家対策事業費においては、略式代執行に伴う、空家解体撤去のための工事費150万円や昨年度より実施しております老朽危険家屋等解体補助金250万円を計上しております。

さらに、国勢調査に伴う関連予算802万6千円を計上しております。

一方、財政調整基金費においては、公共施設等整備基金への積立金1億5,000万円を減額しております。

これらの要因により2款 総務費全体では、前年度と比較して9,130万円減額となる10億8,736万4千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、公立保育所大規模改修事業費において、町立保育所統合に伴う古月保育所改修工事関連予算、3億4,000万円を計上しております。

また、公立保育所費においては、令和2年度から公立保育所の送迎バスを2台体制にすることに伴い、送迎バス運行业務委託料924万円を計上しております。

介護予防事業費においては、高齢者の運動教室等の介護予防事業委託料806万4千円を計上しております。

地域包括支援センター事業費においては、介護サービス認定等の介護予防支援委託料295万3千円を計上しております。

病児・病後児保育事業費においては、病中又は病気の回復期の児童を一時的に預かるための病児・病後児保育事業委託料、957万3千円を計上しております。

さらに、認可外保育施設支援事業費においては、待機児童の解消を図るための関連予算138万6千円を新たに計上しております。

これらの要因により3款 民生費全体では、前年度と比較して2億4,157万2千円増額となる30億2,606万9千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、高齢者健康づくり事業費において、高齢者の保健事業と介護予



防事業の一体的な実施に向けた関連予算 69万5千円を新たに計上しております。

葬祭場管理費においては、施設の修繕料 837万1千円を計上しております。

また、上水道事業費においては、国の地方公営企業繰出金通知に基づき、水道事業会計の経営戦略の策定に要する経費の一部を補助するものとして 184万2千円を新たに計上しております。

さらに、くらて病院への運営費負担金においては、平成30年度債の元金償還開始などに伴い 170万2千円の増額となる 2億7,259万7千円を計上しております。

これらの要因により4款 衛生費全体では、前年度と比較して 1,081万8千円増額となる 8億4,310万4千円を計上しております。

次に、5款 労働費では、平成29年度から計上しております若年者専修学校貸付費 121万1千円を計上し、前年度と同額としております。

次に、6款 農林水産業費では、スマート農業推進事業費において、ロボット技術や情報通信技術を活用した高性能農業機械導入を支援するための補助金 785万3千円を計上しております。

また、農業次世代人材投資事業費においては、経営開始直後の新規就農者に対するの補助金 450万円を計上しております。

ため池整備事業費においては、ため池2カ所の耐震調査等の設計測量委託料 2,000万円を計上しております。

さらに、森林整備促進事業費においては、森林環境譲与税を財源として、森林の間伐、木材利用の促進や普及啓発等を目的とする基金への積立金 247万円を計上しております。

一方、水田農業担い手機械導入支援事業費においては、前年度と比較して、1,326万3千円の減額となる、2,393万5千円を計上しております。

これらの要因により6款 農林水産業費全体では、前年度と比較して 88万8千円増額となる 1億9,284万9千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、商工振興費において、昨年度、地域振興券発行の関連予算は、県の補助金が確定していなかったため、当初予算への計上を見送りましたが、令和2年度は、当該補助金 420万円を含む鞍手町商工会事業費補助金 574万6千円を計上しております。

また、鞍手町中小企業活性化計画に基づく、中小企業の総合的な支援を図るための関連予算 392万2千円を新たに計上しております。

これらの要因により、7款 商工費全体では、前年度と比較して 928万2千円増額となる 4,015万8千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、西川改修事業費において、岩ヶ鼻橋架替えに伴う町負担金 4,275万2千円を新たに計上しております。

また、立地適正化計画策定事務費においては、計画を策定するための関連予算 1,118万4千円を計上しております。

さらに、くらて病院移転地周辺道路改良事業費においては、くらて病院移転に伴い予想される周辺道路の渋滞緩和のための関連予算 1億514万1千円を計上しております。

これらの要因により、8款 土木費全体では、前年度と比較して 1億2,766万3千円増額となる、7億8,752万5千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、常備消防費において、直方鞍手広域消防事務組合への負担金は、鞍手出張所の救急車更新等に伴い 2,498万円の増額となる 2億6,933万9千円を計上しております。

一方、非常備消防費においては、緊急防災・減災事業債の発行可能期限が迫っていることから、昨年度に引き続き防災行政用無線屋外局の新設工事費で 2,738万8千円減額となる 2,596万2千円を計上しております。昨年度は11基新設し、令和2年度は4基の新設を予定しております。

これらの要因により、9款 消防費全体では、前年度と比較して 1,105万4千円の減額となる 3億2,700万5千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校費及び中学校費において、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想を実現するための関連予算を小学校費で 7,620万円、中学校費で 2,540万円を新たに計上しております。

小学校施設整備事業費においては、指定避難所である剣北小学校と室木小学校の屋外トイレの洋式化等改修工事費 820万4千円を計上しております。

また、中学校管理費においては、中学校のスクールバス拡充に伴い関連予算 3,152万2千円を計上しております。

役場庁舎等建設の関連事業である歴史民俗博物館別館建設事業費においては、石炭資料展示場等の資料を搬出するための委託料 1,355万9千円を新たに計上しております。

さらに、公民館大規模改修事業費においては、中央公民館の大規模改修関連予算 1億円を計上しております。

これらの要因により、10款 教育費全体では、前年度と比較して 7,184万4千円の増額となる 8億3,819万2千円を計上しております。

次に、12款 公債費においては、前年度と比較して876万9千円の増額となる9億5,512万6千円を計上しております。

以上が、令和2年度の一般会計歳出予算の概要であります。

一方、これに対する歳入につきましては、国が示す令和2年度地方財政計画や財政見通しに基づき積算を行っておりますが、依然として地方財政は厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成になっております。

また令和2年度においては、地方税制改正に伴い、歳入予算の款の区分に変更があります。具体的には、6款に法人事業税交付金を新たに追加することで、地方消費税交付金を6款

から7款に、ゴルフ場利用税交付金を7款から8款に繰り下げるとともに、前年度の8款自動車取得税交付金を廃止しております。

それでは、歳入の主な款ごとに説明いたします。

1款 町税では、個人町民税の現年課税分で、1,007万9千円の増額、固定資産税の現年課税分で、2,000万円の増額となっております。

一方、法人町民税の現年課税分では、法人税割の税率引き下げなどに伴い2,200万円の減額となっております。

これらの要因により、1款 町税全体では、前年度と比較して936万円増額となる18億6,532万6千円を計上しております。

次に、2款 地方譲与税においては、森林整備を一層促進するため森林環境譲与税が前倒しして増額されることに伴い247万円を計上し、地方譲与税全体としては、前年度と比較して146万9千円増額となる6,647万円を計上しております。

次に、6款 法人事業税交付金においては、令和元年10月に地方法人課税の偏在是正を目的として、国の地方法人税の税率が引き上げられ、法人住民税法人税割の税率が引き下げられたことに伴う市町村減収分の補填措置として法人事業税交付金が創設されております。令和2年度は、2,000万円を計上しております。

次に、7款 地方消費税交付金においては、昨年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、前年度と比較して6,000万円増額となる3億4,000万円を計上しております。

次に、10款 地方特例交付金においては、幼児教育・保育の無償化に係る初年度の地方負担分は、国費により全額措置されましたが、令和2年度は、普通交付税の基準財政需要額に算入され、子ども・子育て支援臨時交付金が廃止されることに伴い、前年度と比較して1,940万4千円減額となる1,390万円を計上しております。

次に、11款 地方交付税では、普通交付税において、地方財政計画の歳出に新たに創設された地域社会再生事業費をはじめ、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分や中学校スクールバスの拡充などにより基準財政需要額の増加が見込まれるため、前年度と比較して6,000万円の増額となる、23億9,000万円を計上しております。

次に、13款 分担金及び負担金では、幼児教育・保育の無償化に伴い、前年度と比較して3,854万8千円減額となる、4,242万5千円を計上しております。

次に、18款 寄附金においては、前年度と同額となる、5,000万1千円を計上しております。

次に、22款 町債においては、臨時財政対策債は、前年度と比較して1,300万円減額となる、2億円とする一方で、町立保育所統合に伴う古月保育所改修工事費及びくらて病院移転地周辺道路の改良工事費などに伴い過疎対策事業債を、4億2,150万円増額としたことから、町債全体では、前年度と比較して3億9,070万円増額となる11億2,970万円を計上しております。

そしてこれら歳入要因を充てても不足する財源、3億7,438万8千円を、19款 繰

入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調整しております。

以上が、日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 2 年度一般会計予算の歳入歳出予算の概要であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 4 議案第 2 1 号から 日程第 3 1 議案第 2 8 号までの 8 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 2 4 議案第 2 1 号 から 日程第 3 1 議案第 2 8 号までの 8 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 4 議案第 2 1 号は、令和 2 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、一般被保険者に係る保険給付費の療養諸費及び高額療養費、国民健康保険事業費納付金の増額により県支出金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 1 8 億 8, 8 0 6 万 3 千円としております。

次に、日程第 2 5 議案第 2 2 号は、令和 2 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料収入及び保険基盤安定繰入金の増額により、後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 8, 6 8 8 万 3 千円としております。

次に、日程第 2 6 議案第 2 3 号は、令和 2 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 0 万 6 千円としております。

次に、日程第 2 7 議案第 2 4 号は、令和 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、中山処理分区及び西川処理分区の整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 8, 2 9 3 万円としております。

次に、日程第 2 8 議案第 2 5 号は、令和 2 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 1 1 ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 3, 0 8 7 万 9 千円としております。

次に、日程第 2 9 議案第 2 6 号は、令和 2 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持

管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ 948万1千円としております。

次に、日程第30 議案第27号は、令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 57億9,672万4千円としております。

次に、日程第31 議案第28号は、令和2年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益 3億5,815万8千円に対し、水道事業費用 3億4,739万3千円で、差引 1,076万5千円の黒字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入 4,029万1千円に対し、資本的支出 1億2,325万9千円で、差引 8,296万8千円の不足となりますが不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第24 議案第21号から 日程第31 議案第28号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第32 議案第29号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第32 議案第29号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第32 議案第29号は、公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更であります。

本議案は、空調設備改修工事の入札が不調のため契約が1ヶ月延びたこと、また、外壁タイルを撤去した際、躯体のコンクリートに想定以上の劣化等が確認されたことに伴う追加の調査及び補修工事が必要になったことが主な要因となり、工期の延長及び工事費の増額変更を行うものであります。

以上が、日程第32 議案第29号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第33 議案第30号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第33 議案第30号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第33 議案第30号は、鞍手町道路線の変更であります。

本議案は、認定路線6号 本町今村線の北九鞍手夢大橋への取り付け工事が今年度末に竣工し開通となるため、現在供用している遠賀川堤防への取り付け道路から終点を変更するものであります。

以上が、日程第33 議案第30号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時11分

| 令和2年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）  |                  |           |          |          |           |          |
|--------------------------|------------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|
| 令和2年3月9日                 |                  |           |          |          |           |          |
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂         |           |          |          |           |          |
| 開閉会日時<br>及び宣告            | 開 会 開 議          |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月9日 午後1時00分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
|                          | 閉 会 開 議          |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月9日 午後3時24分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号         | 氏 名       | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                | 添 田 政 勝   | 出 欠      | 1 1      | 西 藤 典 子   | 出 欠      |
|                          | 2                | 野 口 美 恵 子 | 出 欠      | 1 2      | 的 野 信 之   | 出 欠      |
|                          | 3                | 田 中 二 三 輝 | 出 欠      | 1 3      | 須 山 由 紀 生 | 出 欠      |
|                          | 4                | 宇 田 川 亮   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 5                | 新 谷 留 晴   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 6                | 篠 原 哲 哉   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 7                | 星 正 彦     | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 8                | 有 働 徳 仁   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 9                | 栗 田 美 和   | 出 欠      |          |           |          |
| 10                       | 許 斐 英 幸          | 出 欠       |          |          |           |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 | 会議録署名員           |           | 3        | 田中 二三輝   | 4         | 宇田川 亮    |

| 職 務 席                                  | 議会事務局<br>局長              | 武 谷 朋 視 | 出 欠 | 議会事務局<br>局次長 | 長 浦 良   | 出 欠 |
|--|--------------------------|---------|-----|--------------|---------|-----|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                      | 岡 崎 邦 博 | 出 欠 | 会計課長         | 櫻 井 順 子 | 出 欠 |
|  | 教育長                      | 栗 田 ゆかり | 出 欠 | 建設課長         | 松 永 憲 昌 | 出 欠 |
|  | 総務課長                     | 三 戸 公 則 | 出 欠 | 政策推進<br>課 長  | 藤 原 光 徳 | 出 欠 |
|  | 福祉人権<br>課 長              | 石 井 通 稔 | 出 欠 | 地域振興<br>課 長  | 立 石 一 夫 | 出 欠 |
|  | 税務住民<br>課 長              | 梶 栗 恭 輔 | 出 欠 | 上下水道<br>課 長  | 原 敏 勝   | 出 欠 |
|  | 農政環境課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 筒 井 英 和 | 出 欠 | 教育課長         | 古 後 憲 浩 | 出 欠 |
|  | 保険健康<br>課 長              | 芝 野 英 和 | 出 欠 |              |         |     |
| 議 事 日 程                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |
| 付 議 事 件                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |
| 会 議 経 過                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |

# 令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



# 一般質問通告一覧表

令和2年第2回定例会

No. 1

| 質問者                  | 質問事項及び質問要旨   | 答弁指定者      |
|----------------------|--|------------|
| <p>2番<br/>野口 美恵子</p> | <p><b>1. 防災対策について</b></p> <p>(1)「鞍手町防災の日」を設けて1年に1回防災訓練を行う考えはあるか。</p> <p>(2)防災対策、避難所運営に対して内閣府の取り組み指針には「主体的担い手として女性を位置づける」とあるが、鞍手町では女性の配置をどう考えているか。</p> <p>(3)ハザードマップの見直しをする予定があると聞いているが、いつ頃になる予定か。</p> <p><b>2. 意思決定の場への女性の参画について</b></p> <p>(1)女性が地域に参画していくことは、多様な視点を反映したより良い地域社会づくりにもつながる。そうした力を活かした地域づくり、町づくりをどう考えているか。</p> <p><b>3. 職業分野における女性活躍について</b></p> <p>(1)女性活躍推進法において地方自治体に女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定する事を努力義務としており、市町村で計画が策定されているが、鞍手町ではどうか。鞍手町内の一般企業に働く女性の実態を把握しているか。</p> | <p>町 長</p> |
| <p>3番<br/>田中 二三輝</p> | <p><b>1. 「予算科目」の適正な執行について</b></p> <p>(1)「予算科目」に計上されている金額の意義は。</p> <p>(2)12月議会の一般質問において「民有地等」に投棄された廃棄物の処分に関し、公費を用いて処分した旨の答弁があったが、これまでの担当課の町民への対応は「条例違反」と判断して良いのか。</p> <p>(3)12月議会の一般質問において、昨年3月に町長は自らの判断と指示で「民有地等」に投棄された廃棄物の処分を「ごみ収集運搬委託費」から支出した旨の答弁があったが、この支出に至った詳細な経緯、経過の説明を求める。</p>  | <p>町 長</p> |
| <p>4番<br/>宇田川 亮</p>  | <p><b>1. 子ども医療費無料化の拡充を</b></p> <p>(1)高校卒業までの拡充した場合の町負担は。</p> <p>(2)県が2021年度より中学卒業まで拡充すると表明したが、その場合の町負担軽減分は。</p> <p>(3)高卒まで無料化にする考えは。</p> <p><b>2. 県土木事業等の町全体への周知を</b></p> <p>(1)県土木事業等の周辺住民の要望聞き取りと同時に、町民全体への周知を図るべきでは。</p>  | <p>町 長</p> |

|                       |   |            |
|-----------------------|---|------------|
| <p>1 番<br/>添田 政勝</p>  | <p><b>1. 害獣駆除対策について</b></p> <p>(1)町長は議員として「害獣被害」についての一般質問をしたと思うが、その時の趣旨は。</p> <p>(2)町長が一般質問した時から状況が改善されていると感じているか</p> <p>(3)現状では、被害が拡大していると判断しているが、行政の対応は旧態依然のままと感じられるが、いかが。</p> <p>(4)害獣駆除対策は、周辺自治体との関連強化による対策が必要と考えるが、今後の強化対策の考えは。</p>  | <p>町 長</p> |
| <p>10 番<br/>西藤 典子</p> | <p><b>1. 「新型コロナウイルス感染症」に対する対応について</b></p> <p>(1)町における医療機関、保健所、町民の相談、検査、医療の体制は。</p> <p>(2)小中学校の対応策の具体的内容。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残りのカリキュラム</li> <li>・学年の成績の処理</li> <li>・小学校1～5年生と中学校1・2年生の修了式</li> <li>・中学3年生の高校受験を含む卒業生の進路指導</li> <li>・休校中の生活指導</li> </ul> <p>(3)保育所、幼稚園への対応。</p> <p>(4)学童保育への対応。</p> <p>(5)介護施設等への対応。</p> <p>(6)発生時の具体的拡大防止策。</p> <p>(7)学校関係非常勤職員の雇用と給与の補償は。</p> <p>(8)今回の学童保育に対する財政支出の内訳は。</p> <p>(9)今回の対応についての決定の根拠（学校の臨時休校）。</p> <p>(10)現在の対応策の見直しは。</p> | <p>町 長</p> |

令和2年3月9日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず防災対策についてです。

（1）「鞍手町防災の日」を設けて、1年に1回防災訓練を行う考えがあるかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

本町には、行政区ごとに42の自主防災組織があります。町としましては、議員の質問にありますように将来的には防災の日を設け、1年に1回町内一斉に各自主防災組織を主体とした防災訓練等を実施して頂きたいと考えております。しかしながら現時点では、一部を除き自主防災組織ごとの防災訓練等を行えるまでに至っておりませんので、まずは町主体の防災訓練等を年数回実施し、各自主防災組織の防災意識の高揚並びに知識の醸成を図っていきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

それに関してですが、3月4日の鞍手町議会定例会で、町長の施政方針をお聞きしました。その中で、昨年12月に全町的な防災訓練を7年ぶりに実施し、避難場所への誘導や避難所の運営の在り方など、多くの課題があることに気づかされ、今後も防災訓練を繰り返し、課題を解決しながら、万が一の災害時に備えて行きたい。

また令和2年度も防災訓練を行うための予算を計上しているとのことですが、令和2年度だけではなく、毎年行う必要があると思います。

近隣市町でも防災の日を設けているところが増えているのですが、避難所の運営を行政任せではなくて、自主防災の組織と地元町民、行政が一致協力して関わっていかなくてはいけ

ないと思います。

私も去年の12月の防災訓練に参加しましたが、多くの課題が残ったと思いました。継続して1年に1回行うようにしないと単なるスケジュール消化に終わってしまうのではないかと思います。

防災の忘れた災害の忘災にならないように、行政だけではなく地域住民との協力が大事だと思われまます。「備えあれば憂いなし、災害は忘れた頃にやってくる」と言います。

防災の日を設けるとするのは無理であれば、毎年防災訓練をやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のとおり昨年12月に7年ぶりに防災訓練を行いました。その際に、まず上手くいかないことということを含め想定した上での防災訓練でしたが、やはりそのとおりなかなかスムーズに行くこともなく、課題が山積していることが分かりました。

令和2年度におきましては予算上3回を予定しております。3回の訓練を行いながら、先程来申しましたように将来的には各自主防災組織が避難所の運営ができるようにまでなっていたきたいというふうにも考えておりますし、近い将来鞍手町防災の日を設けて、それが1つの目処として今後防災意識の高揚に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

2019年6月に鞍手のトライアルと、災害における物資供給等に関する協定を締結したことはとても心強い限りです。

災害の被害は年々大きくなってきており、住民の一時避難場所として店舗駐車場を使用でき、優先的に有償で町に物資の提供を行ってくださることになったのはとても心強く思っています。

防災の日をすぐに設けるとするのは無理と思いますが、いまお聞きしました令和2年度に3回予算を計上しているということですので、防災の対策としては前進したかと思えます。

次に、(2)に移ります。

防災対策避難所運営に対して内閣の取組指針には、主体的担い手として女性を位置づけるとありますが、鞍手町では女性の配置はどうなっているか教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町としましては、長期的な避難所運営が必要な場合は、行政ではなく自主防災組織が主体で運営していただきたいと考えております。

昨年6月に策定しました鞍手町避難所運営マニュアルにも女性の配置について記載しておりますが、避難所、特に女性が快適に過ごせる避難所とするためには女性の役割が重要であります。大規模災害時において多くの女性に活躍して頂けるよう、防災訓練等を通して自主防災組織に対し助言や指導等を行っていきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

避難所では男性には気づかない細やかな対応ができて、男性には聞きづらいことも女性だと聞きやすいことも多々あると考えられます。男性だけでは適切な判断を下すことは難しいと思われれます。

鞍手町の方も保健師さんを各避難所に配置するという事もお聞きしていますが、できましたら各避難所に女性の配置を希望したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

短期的な場合につきましては職員で対応ができます。職員の中には当然ながら女性職員もおりますので、当初については女性職員の配置も考えております。

先程言いましたように、長期の避難が必要となる場合におきましては、やはり自主的な避難所の運営を行っていただきたいというふうにも考えておりますので、先程来申し上げていきますように、各自主防災組織の中で女性の方達の活躍する場を設けていただきますように、今後行政としましても助言や指導を行っていきたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

女性に対する指導も今度からよろしくお願ひしたいと思っております。そして男性、女性ともに快適に過ごせる避難所づくりに行政、町民とが協力して行っていかななくてはいけないと思っております。

次に、ハザードマップの見直しの件です。

昨年、長野県で起きました集中豪雨の際にハザードマップでは安全な場所が浸水被害が出ていまして、ハザードマップの見直しをするという報道がありました。このように、想定外の自然災害が日本のどこで起きてもおかしくない状況です。

鞍手町でも見直しをするということをお聞きしていますが、いつ頃になる予定でしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ハザードマップの見直しにつきましては、本来であれば役場庁舎及びくらて病院の移転に

合わせて令和2年度に更新し、令和3年度に配布する予定でしたが、ご承知のとおり役場庁舎等の移転時期にズレが生じておりますので、現在の移転予定である令和5年5月に合わせて更新する予定です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

いまお聞きしましたが、病院の関係で遅れているということが分かりましたが、令和5年に必ずハザードマップの見直しをお願いしたいと思います。それ以上遅れると先延ばしになるので、令和5年ということ厳守していただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ハザードマップには避難所情報の記載もしていますが、庁舎完成後には対策本部の位地や避難所の内容も一部変更することとなりますので、庁舎完成後に見直したいというふうに考えております。そしてまた、国土交通省の遠賀川河川事務所には平成28年度に遠賀川流域のハザードマップの見直しを行っております。

鞍手町の150年に一度の大雨を基準とした現在のハザードマップと河川事務所が作成しています千年に一度の大雨を基準とし、見直すハザードマップとでは若干の浸水想定地域の拡大が想定されるものもありますが、概ね現在のハザードマップと同じエリアとなっております。

本町の見直しが行われるまでは遠賀川河川事務所の策定したハザードマップや国土地理院の浸水想定地域図等を活用していただければというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

今の状況を聞いてハザードマップの見直しの時期が分かりました。それ以上遅くならないようにお願いいたします。

次に、意思決定の場への女性の参画についてです。

多くの地域において少子高齢化や人口減少が進行しておりますが、活力ある地域社会を形成して行くためには地域の人材を最大限に生かしていくことが重要です。

政府は男女共同参画基本計画において、地域における男女共同参画を重要分野の1つとして取り組みを進めてきました。身近な地域社会で男女共同参画を進めることは、男女共同参画社会の実現にとって重要というだけではなく、女性が地域に参画して行くことが多様な視点を反映したより良い地域社会作りにも繋がります。

過去11年間鞍手町男女共同参画ネットは、毎年講演会や視察研修などを通じ、男女共同

参画を推進してきました。また今後も活動を続けます。

町長におかれましては、そうした力を生かした地域作り、まちづくりをどのようにお考えですか。お聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私も議員が言われる通り取り組んでいこうと思っています。特に人口が減少する中で住みよい地域作りを進めるには、男女が共に意思決定に参画していくことや、性別や年齢、職業などにとられることなく様々な世代が地域活動を担い、支え合うことが必要であるというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

第3次鞍手町男女共同参画推進基本計画にいろいろ計画が載っていますが、ただ周知に取り組むだけではなかなか進まないと思いますが、何か具体的にお考えがありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

具体的な取り組みとしましては、現在男女共同参画推進のための講演会等の施策に取り組んでいます。更に男女共同参画を推進して行くために住民や事業所、各種団体の皆さんの意見を聞きながら鞍手町に適した取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、家庭におきましても男女共同参画の推進としまして、女性に限らず男性も育児休暇、また介護休暇を取りやすい職場づくりを行うことや、町民や各事業者に対して制度普及の啓発を行うことも必要だというふうに思います。

また、育児、介護休暇の取得推進として、育児、介護休業法の周知徹底普及を行い、男女が仕事と育児、介護を両立させながら働き続けることができる環境づくりの推進等が上げられるということを考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

それでは、この計画に則って少しでも今より男女共同参画が進むように女性リーダーの育成と女性が能力を十分発揮できる環境づくりをお願いしたいと思います。

次に進みます。

職業分野における女性活躍推進についてです。

女性活躍推進法が2016年4月に施行され、2019年5月に一部改正されています。

その女性活躍推進法では、地方自治体に女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

についての計画を策定することを努力義務としており、市町村で計画が策定されていますが、鞍手町ではどうでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当町におきましては、あらゆる分野で男女共同参画を実現させて行くため男女共同参画基本法に基づき、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする第3次鞍手町男女共同参画基本計画を策定しています。

その第一部の計画の基本的な考え方に計画の政策の中で、基本目標1として、働く場における男女共同参画の部分を女性活躍推進法に基づく女性の職業、生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけているところです。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

この計画を見ますと、役場内における係長級以上の女性職員の割合を、現状の17.1%から、平成35年度までに25%にするというふうな目標とされています。この目標に少しでも近づくように働きかけをお願いしたいと思うのですが、鞍手町がその目標を上げるということで事業者の模範となるための取り組みになると思います。

事業者に対しても、町もこれだけ頑張っているから頑張って下さいというふうに言えるのではないかと思います。お手本になるように少しでも女性職員の割合を上げるように推進をお願いしたいと思います。

鞍手町の一般企業に働く女性の実態を把握しているかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

それでは一般企業の働く女性の実態につきまして回答させていただきます。

平成30年度と平成25年度に実施いたしました男女共同参画に関するアンケートの調査の結果により回答させていただきます。

町内企業に対して配置、人事、そして昇進、昇格、そして仕事内容、分担の3つの要素について男女の取扱いについてのアンケートを実施しております。

その結果、男女の取り扱いが均等、それと共にどちらかと言えば、男女の取り扱いが均等と答えた割合につきましては、人事配置では30年度は70.4%、25年度は56.5%で13.9%の増を示しております。

また、昇格におきましては、30年度は67.9%、25年度は60.3%で7.6%の増です。

仕事内容、分担におきましては、30年度は67.2%、25年度は60.8%で6.4%



の増であり、30年度のアンケート結果では、25年度と比較して、職場における男女共同参画が推進されているものと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

いまお聞きしたお答えですけれども、なかなか一般企業では男女共同参画が進んでいないと思われま。働く場における様々な制度の周知徹底を図り、女性も男性もその性により差別されることなく能力を十分に発揮できる労働環境づくりを行いますというふうに計画にありますので、その周知徹底を少しでも進めるようお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 星 正彦君

答弁はいりませんか。

○2番 野口 美恵子君

はい。

○議長 星 正彦君

以上で野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、3番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、予算科目に計上されている金額の意義といったことについてお伺いをいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算科目とは、予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称であります。

地方公共団体の予算は歳入歳出共に款、項、目、節に分類されています。歳入の場合はその性質により款に大別し、各款中においてこれを項に区分し、歳出の場合はその目的に従って、これを款、項に区分しますが、そのうち、款、項が議会の議決の対象となる科目であって、通常議決科目と言われております。

目、節は予算執行の便宜上から各項の内容を明らかにするもので、その金額は見積りであり議決の対象とはされず、通常執行科目、または行政科目と言われております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

予算科目の成り立ちというか性質上そういうふうなことになっているのだと思います。

更に申しますと、執行権者といったものについては町長ご自身が執行権者であるというこ

とも理解をいたしておるところでございます。

予算の意義といったことにつきまして、議員必携等によりますと広く客観的に住民全体の立場に立って公平なものでなければならない。住民全体の福祉を念頭において考えるべきであると、更にはいやすくも一部の住民の利益のために公使することがあってはならないと記されております。

更に目的外やルールに反して予算科目に計上されている金額の中に、町長自らのご判断されて自由に拠出できる額、いわゆる町長の自由才量によって支出される金額、不用額といったものは含まれていないというふうに私は解釈をしておりますが、この解釈で間違いはないかお伺いをいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員のおっしゃるとおりです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

それでは次の項目に進みたいと思います。

12月議会の一般質問において鞍手町の不法投棄に関する回収のルールといったものについてお伺いをいたしました。その時に担当課の方から、町が管理する施設と民有地とに分けておりますと。更に民有地等については土地の所有者、若しくは管理者が自ら自己負担で片付けていただいていると、それが町のルールであると説明がありました。

ここで改めて確認をさせていただきたいのですが、町が管理する施設等と区別されている民有地等、すなわち自己負担で片付けていただくことにしている町有地等といったものの中に区が所有、または区が管理している土地、これが含まれるのかどうか、この取扱いはどのようなになっているのかをまず教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまの質問は、区有地等と管理している、12月の議会の質問の中での話ですが、議員が言われるルールということ自体がどれを指しているのか、どういう条例の中で指しているのかもはっきりしませんが、要するに不法投棄された一般廃棄物の処理については12月議会の中でも申しましたとおり、美化条例の中で私は支出できるというふうに判断しましたので支出をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

いま不法投棄に関するルールの中で町有地と民有地に分かれているというふうな説明がありましたので、民有地に区有地といったもの、例えば、区の所有する土地、または区が管理している土地が民有地に入るのか、町が管理する、いわゆる町費を支出できるような形でルール化されているというふうに私は理解しておりますので、その取扱い、意味合い、町有地等に区の所有する土地、若しくは管理するものが含まれるのかと単純に聞いているだけですが、それが入るか、入らないかを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

田中議員が言うルールということ自体がよく分からないのですが、今まで町として課の判断なり、当事者が今までは判断して来た中で不法投棄を処理することにおいて、一度そういうところを処理すると、今後一切ずっと同じような事例の場合は処理しないといけないだとか、または、ある意味町の都合によって今までは処理をして来ているようです。それは確認はしましたが、明文化したルールというのを議員は何を指して言っているのかよく分かりませんが、そういった今までのルールの中で判断はしてきておりますが、私が町長になった中で、今までの行政主体の判断から住民主体となった判断で、住民と共に一緒に歩んでいこうという中で、この不法されたゴミが住民の方達にとっては、そこの地域の環境美化を阻害しているというようなことから、私は美化条例の1条の目的の中にある、町と住民が一体となって環境美化に努めるということから、私はそこの不法に投棄された一般廃棄物について処理をしたところです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告書に載っている質問に変えます。

12月議会の一般質問で町長といろいろ意見を交換いたしましたが、民有地等に投棄された廃棄物の処分について公費を用いて支出した旨の答弁をいただきました。

これまでの担当課の行ってきた町民への対応といったことについては、町長のおっしゃっていることが公明正大な町長の答弁でございますので、町長のおっしゃっていた、12月議会でご答弁いただいたことが正しいという立場に立った場合に、担当課が今まで町民への対応を行っていたことは、これは条例違反というふうな判断になろうかなと思いますが、その辺はどう理解したらよろしいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

条例違反と言われますが、何条例の違反というふうに言われているのかさっぱり分かりませんが、それをまず明らかにしていただかないと答弁できないのでお願いします。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

12月議会で町長がおっしゃった鞍手町環境美化に関する条例に基づいて町長は処理されておりますので、この環境美化条例に関して対応して来た担当課のこれまでの対応、平成12年に施工されたこの条例に関する対応が条例違反ではないのかというふうにお尋ねをしておるところでございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その条例のどの条項に対して、今まで職員が対応して来たことが違反となるのか全く分かりませんが、今まで職員が対応して来たことに対しては条例違反というふうな考えはありません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

当然、町長が行った行為も条例違反ではない、その条例に則って行われたというふうにおっしゃっているのだと思います。

そうしますと今後同様な要望というか、不法投棄に関して他の地区、若しくは他の区等から同様なご相談をいただいた場合には、担当課が公費で片付けてくれといったような場合には、担当課は町長室に通して町長のご判断を仰ぐ、そういう理解をしていかなければいけないのかなというふうに思いますし、この場合町長がきちんとした判断基準といったものをお持ちであろうかとは思いますが、従って町民間の不公平な、こういったものを無くすために、回避するためには、当然基準といったものが定められているのではないかなと思います。

仮に、曖昧な基準であったり、曖昧な判断であったりとした場合は恣意的なものと言わざるを得ない、いわば付度や優遇、若しくは癒着等にあたるのではないかなと思いますので、まずその明確な基準といったものをお示しいただければと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

2回の議会に亘って田中議員からご指摘を受けております。12月議会でも最後の方では申しておりますが、美化条例についての改正か、または別の条例を策定するかによりまして、曖昧な部分についてははっきりと、民有地については今後一切行政が不法投棄の回収については手を出さないというような条例を制定し、ぜひともこれは田中議員を中心とした議員発議でそういった条例を作っていただきたい。もしもそれが叶わないならば6月議会で行政の方で、これからおそらくは民有地、それも所有者の確定しない民有地に対する不法な一般廃

棄物、一般ゴミの投棄、または特定空き家、危険空き家に対する一般不法投棄、当然これから起こって来ると思いますが、議員が2度に亘ってご指摘をいただいていますので、一切行政に対してこの一般ゴミに対する不法投棄された一般ゴミに対する処理は行わない、そういった条例をぜひとも議員発議で作っていただきたい、できなければ6月に行政の方から提示させていただきます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうですか、ではぜひ作らせていただきますけれども、現在の美化条例がそのままいいのではないですか。町がお金を出していいというふうには私は解釈していませんので、あなたとの解釈の違いだとあなたから言われましたので、その分は今日は控えようと思いましたが基準を示してくれと言ったのにも関わらず、新しい条例を作ってくれと言われましたので、何とかご期待には添いたいと思いますが、まず、今ある基準を示していただきたいのですが、それはあるのですか、ないのですか。あるかないかだけでも答えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私ははっきりと美化条例の中で私は支出できたというふうに考えております。しかしながら、それが曖昧で議員からのご指摘を受けていますので、今後は一切はっきりとするような条例の制定が必要であるということから、先程答弁させていただきました。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

先程も申しましたように、12月議会で町長といろいろ意見交換をした中で、公明正大な町長のおっしゃっていることの方が正しいだろうという立場で今日は一般質問をさせていただいているつもりでございますが、まず鞍手町環境美化に関する条例の取り扱いについて、町長はその条例に従って支出をしたというふうにお答えになっておられます。これは間違いないことだと思います。ですから、そのことが正しいという形で考えた場合に、まずその後同じようなご要望が他の区からあったというふうに聞いていますが、担当課の方は従来からのルール、廃棄物に関する民有地等の取り扱いのルールに従って対応をしていると、町長の答弁は自分の耳に入っていないということを町長はおっしゃいました。

そうしますと、この職員の対応、若しくは担当課の対応というのは町の責務を定めた条例に違背し、あるいは町長の責務を果たせない、不作為による違反といったことになるというふう考えられる。そうしますと担当課の対応自身は、先程町長は条例違反ではないとおっしゃいましたが、これらのことを考慮すると条例違反となり、そして鞍手町は平成12年にこの条例が制定されておりますので、町長のご意見が正しいのであれば、長年にわたって町

民に対して、条例を無視して事業を行って来たといったことになるのかなというふうにも思っています。

このことについては、町執行部や担当職員、強いては鞍手町議会の責任といったものが多大なものになるという矛盾が生じるのですが、この矛盾をどのように解釈していいのかお答えいただけますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私は一切そのようなことは考えておりません。職員は職員なりにその場で住民からの要望を聞き対処しているというふうに考えておりますので、議員がご指摘のようなことには一切なっていないというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

無駄な時間を省くために、町長の行った行為といったものについては、2人の意見がかみ合わないままおそらく推移するでしょう。それは町長が自分の判断で、独自の判断で公費を支出したという事実だけが残るのかなというふうにも思っています。

町職員が体を張って、窓口でルールに従って遵守して来たこのルールをあなたは条例の解釈、自分の判断、担当課への、または担当者へのご指示、これによってその努力が踏みにじられているというふうに私は感じます。ひいては職員の信用を失墜させたのではないかと、できた所とできていない所があるということは、町民に不公平を助長していることになるのではないかなというふうに考えますが、その辺は町長はどのようにご判断されていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘の事案については、私が直接現場を確認し、どういう状況かを確認した中で判断し、所管の課と協議をした上で判断し支出をしております。それが全てが合致するかどうかというのは私は他の事案については承知をしておりますので分かりませんが、私は議員が言うようなことにはならないというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

それが先程言った町長の耳に入っていないということになるわけでしょう。それが町長の責務の行為に対して、担当課の職員、若しくは担当者が不作為による違反という形になるのではないかなというふうに先程ご指摘をしました。

そして鞍手町の環境美化に関する条例に対しての条例違反になるのではないかな。町長のご

判断が正しいと仮定した場合そうなるのではないかと、その矛盾点をご説明願いますと言ったけれども的確なご説明はございませんでした。

そうしますと、まず町長と町の職員といったのは、事業を進めて行く上で気持ちが一体化していないといけないというふうに思います。そうすると、この鞍手町環境美化に関する条例の取り扱い、または今回の区有地に投棄された廃棄物処理費の支出等について、本当に気持ちが一致しているのかなという気持ちがしてまいります。

そこで、今回このような形で町費の支出に至った、不法投棄を片付けるのに支出に至った経緯、経過の詳細な説明を求めたいと思います。できれば時系列的な説明をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前段の部分で全てが私のところまで、事案について判断を求めるということはありません。係長の判断、課長の判断で処理できるものは処理して行くということが当然のことながらあります。ですから私のところまで来た場合には私が判断をして行くということになります。

そしてまた、町長と職員が一体となってということは当然のことながらあります。しかし全てが一体となって判断を行うということでもありません。やはりいろいろと議論がある議案についても議論をしていくと、その中で最終的には私の判断に従っていただくというのが行政の在り方だというふうに考えております。

これは質問3になろうかというふうに思いますが、この3の質問ということでよろしいですか。

○3番 田中 二三輝君

はい。

○町長 岡崎 邦博君

この3の質問の中で、支出に至った詳細な経緯、経過を説明して下さいということですが。その前にありますゴミ収集運搬委託費から支出した旨の答弁があったがというように通告書の中には書かれていますが、12月議会の中で私はこういう答弁をした覚えはありませんし、また、会議録を詳細に見て見ましたが、一切こういった記述はありませんでした。

こういった支出の旨の答弁があったがということで通告書にありますので、まずはいつ私がこういった答弁をしたのか、会議録であれば何ページにこういうことが書かれているのかご説明をいただかないと、この質問にはお答えできません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

では改めて聞きますが、昨年3月に町長がある区の区長からの依頼で見に行ったと。その時に公費を支出した科目、これについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ゴミ運搬収集委託料、これは細節です。この中の不法投棄ゴミ回収委託料として処理をしております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告書の書き方が悪かった旨についてはお詫びをいたします。

それでは、この支出に至った詳細な経緯、経過、できれば時系列的な説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その前に、先程私が尋ねたように、こういう旨の答弁があったがというふうに通告書に書かれているのです。どこで、どういうふうにこういうことを知り得たか、そのことを説明していただかないと、私はこういった答弁をした覚えがないのに通告書にこういうことを書くということ自体、議員がどのような調査をされたのか分かりませんので、まずはそこをちゃんとご説明いただいた上で、後は、それがきちんとご説明いただけるのであればその後についてはご質問にお答えしたいと思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議員による事務調査権に則って調査をさせていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

事務調査権でこういった支出に関して詳細に調査するだけの議員に権限があるかどうか、こういうことにも繋がって来るのです。

一般論として検査権はあります。検査権は書類による検査であります。こういった支出負担行為につきましては、まず監査委員が監査をし、そして監査に基づいて各議員に対しては月例の出納監査報告を行っています。そういったことから、その書面によって議員は調査、検査をするということになっていますので、こういった支出負担行為、または支出命令についてそこまで議員が調査する、または調査する権限は私はないというふうに考えております。むしろそういったことをした中でのこういった記述であれば、そもそも問題であろうかなというふうに思います。

そしてまた、これに基づいた質問ということでもありますし、詳細に至った経緯をという



ことでもあります。実はこの支出については平成30年度の一般会計の歳入歳出決算認定の中でこの支出については記載をされておりますし、議員はその9月議会の議案質疑の中、または決算認定の特別委員会の中で十分に質問する権利もあったわけです。それを議員はこの一般会計の歳入歳出決算認定についても賛成をされているのではないかなというふうに思います。

そうした中で、いままたこの詳細な経緯をと言うのは議員としていかがかなと。むしろしっかりと9月のそういった議案質疑、または特別委員会の中でこれはされるものではないかなというふうに考えます。従って、この認定も全て田中議員も賛成の下に認定をされておりますので、いまここで改めてこういったものについて説明するというのであれば、議会の特別委員会の中での審査、そして議決、本会議の中での議決、そういった意味が完全に失われるのではないかなというふうにも思います。

そういったことから、ここで私は説明する必要はないと考えております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

問題点、論点のすり替えといったような形での気もします。通告書の記述の仕方に関しての件については先程お詫びをいたしました。

更に、過去においてこれが議案として上がって来た時に、審査等をしたのではないかという、逆に町長の方からのご指摘であります。そのとおりです。我々はその時点においてこのような取引があったといったことについて何らの説明も受けておりませんでしたので把握ができない。

その後、この事実が把握したので、いまあなたにご質問をさせていただいている。何らおかしいことはないですよ。どこがおかしいのですか。

完全にあなたは私の一般通告の質問事項に対して、ここに明記しているにも関わらず、鞍手町議会の正規の手続きにのった一般質問の権利、権限、そして通告書に載ったことに対しての質問を拒否しているのですか。そう受け止めていいのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員は12月議会でこの支出に関して法的な根拠がない金を出しているとか、どこにも載っていない金をあたかもあなたの理論で、この場で正当化しているとか取れないというような発言もされております。

先程言いましたように、支出に関しては不法投棄のゴミ回収委託料で支出をしておりますが、そういった発言もされております。先程議員も言われたように、議員と私との見解はどうしても平行線で一致する点がなかなか見いだせないというふうにも思います。こういった、要するにある意味私の予算執行があたかも不当な支出と言わんばかりの発言があるというふ

うに思います。そういったことから、もしもまだいろいろといま言うような詳細な経緯、または経過の説明を求めるのであれば監査請求をしていただきたい。これは要するに決算の認定も終わったものでもありますので、監査請求をしていただいて、それに基づいてお答えをするというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、第3者が中に入った形で判断を委ねるといふ形になると考えていいのですか。そして更に一步進んでいくと、司法の場に委ねるといふような形にも発展する可能性があります、そういった理解でよろしいか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

かまいません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

明確な回答ありがとうございました。

私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 13時55分

再開 14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、子ども医療費の無料化の拡充についてです。

この問題につきましては、昨年の6月議会で取り上げました。しかし、県が新たに拡充の方向性を示しましたので再度取り上げさせていただきました。

最初に、昨年も聞きましたが、医療費の無料化を高校卒業まで拡充した場合、昨年725万円というふうにお答えされていましたが、町の負担はどの位増えるのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えさせていただきます。

ご質問につきましては、高校卒業までというようなご質問ですが、高校に行っていらない方もいらっしゃいますので、年齢で高校生世代という形で答弁させていただきたいと思えます。

子ども医療につきましては、高校生世代まで拡充した場合の町の負担額は、令和2年の2月末現在で試算しましたところ約796万円の増額が見込まれます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今年の2月で最新の情報でと、一番直近の数字を言っていただきましたけれども、もしよければ入院、通院に分けてお答えできるならお願いしたいと思えます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

先程言いました796万円、この計算の根拠でございますが、高校生の医療に関する情報は持ち合わせておりません。

現在中学生まで医療費の補助をしていますので、その中学生の医療費を下に、ほぼ変わりはないだろうということで計算をさせていただきました。

中学生の1人当たりの年間町負担額が、19,313円、これは1人当たりです。

高校生世代の人数が412人おりますので、掛けまして796万円というふうに計算をさせていただきました。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

それでは先程言っていましたように、県は今年の12月議会におきまして2021年度か

ら医療費助成制度を入院、通院とも小学校卒業までから中学校卒業まで拡充するというふう  
に表明しています。この場合の町の負担軽減分がどのくらいになるのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても保険健康課より答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

いま議員がおっしゃられましたように、令和3年の4月から県の方が拡充するという予定  
のようですが、この拡充によりまして子ども医療につきまして、県が中学生まで拡充した場  
合の町の負担軽減額を試算しましたところ、約193万円でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

193万円ということですが、県が中学校卒業まで医療費の無料化を拡充した場合には、  
約200万円程度の軽減がされるということですから、その分も入れましてぜひとも高校卒  
業まで医療費無料化を拡充していただきたいというふうに思いますが、町長の考えを教えて  
下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町では子育て支援の一環として、子育て世代における子ども医療費の負担軽減を図る  
ため、子ども医療費制度の対象を中学生までに拡大し、子どもが必要な医療を公平に受ける  
ことができるように、保護者の所得制限措置を行わず、医療費の窓口負担をすべて無料とし  
ています。今後は、子育て世代包括支援センターを設置することにもなりますし、当然のこ  
とながらこの費用も掛かりますが、更なる子育て支援の充実強化を図ることを念頭において、  
支援策などを引き続き検討してまいりたいと考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

その分も含めてぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思いますが、もう一度現状  
だけをお知らせしておきたいと思います。

中学校卒業までの通院の医療費を無料化しているのが、全60市町村中32市町村で、う  
ち完全無料化しているのが16市町村です。ですから前回の質問に取り上げた時に町長が、  
鞍手町は今でも先進的な子育て医療費無料化の面ではやっていますということでしたけれど

も、今はそうは言えませんし、例えば田川支部とか、もうほとんどのところは完全無料化をやっているのです。ですからこれは本当に前向きに高校生卒業までの無料化というのを、子育てするなら鞍手町とはっきり胸を張って言えるようにぜひやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

高校生世代まで医療費の負担を軽減することは子育て支援の1つの方策であるとは思いますが、また、定住促進にも繋がる可能性があるというふうにも考えられます。

県が2021年度より中学卒業までの医療費の軽減分は、先程答弁がありましたように193万円ほどです。

この負担軽減分である193万円は貴重な財源ではあります。この財源も含めて更なる子育て支援や定住化について考えていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひよろしくをお願いします。

次に移ります。

県土木事業等の町全体への周知ということでお伺いしますが、県が行う土木事業は様々ありますが、町民生活に密接に関係する、特に道路工事等については近隣自治体に跨がって区間が長くなったりもあります。また複数年度に亘って行われることも多々あります。

事業決定から実施まで時間が掛かったり、予算付の関係から工事が細切れのように進められるということもよくあることですが、工事箇所の周辺住民の方の中には、いつの間にか工事が始まったとか、何の工事をしているのかとか、また工事をしていたかと思ったらストップしてなかなか進まないとか、いろいろな声が聞こえるわけです。

町として住民への周知について、まずどのように考えているのか、また、どういうふうにしてやって来られたのかを教えてくださいたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、建設課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

現在、福岡県が町内で行う土木事業につきましては、事前に区長を通して地域住民の方に

回覧等で工事箇所や工事内容、工事期間などを周知しております。

今後は福岡県が行う土木事業に関しましては、規模に応じて様々な事業がございますので、町民の皆様の関心が高いと思われるような内容の工事につきましては、必要に応じて町全体に情報発信を考えて行きたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ、そのようにしていただきたいのですが、もう一つ付け加えますと、やはり工事箇所の周辺住民からしたらいろいろな要望があるし、例えば、こういう工事をされるのであればここもできませんかとか、いろいろな言いたいこともありますでしょうし、一法的に町からこの工事が始まりますよというような周知だけでなく、ぜひ要望等を聞いていただきたいし、区長に事前に言われるのであれば町の方から何か要望等が出ていませんかということも聞いていただきたいと思っておりますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

県工事につきましては、ある程度情報は区長さんを通じて地元の方に流しています。その中で、計画を立てる段階で皆さんの意見の聴取をできる限り設計の中に入れ込んでおります。

でもその後に、やはりいろいろな問題とか、ちょっとしたことで言い忘れていたことがあったというのもありますので、工事が始まってから軽微な内容の変更につきましては対応していておりますので、そういったことにつきましては逐次、県土木まで遠いのであればうちの建設課の方に来ていただいて話を聞いて、うちの方から県の方に連携を取って一緒にやって行きたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ相談できる連絡先等の周知の方をお願いしたいというふうに思います。

改めて、例えば事業について変更があった時に、ストップしたりとか、長くなったりとか、何らかの理由でできなくなったとか、工法を変えるとかといういろいろなことがあると思っておりますが、それについての周知についてはどういうふうに考えますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

一応今のところ町全体ということは考えていません。その工事自体が、先程町議が言われましたとおり大きなもの、皆さんがしょっちゅう通るような大きな本通りとかに関しましてはやはり町全体では考えて行きたいのですが、小さな箇所の工事とか、いろいろな事業があ

ります。そういったものにつきましては、その地域に回覧等で周知したいと考えております。  
以上です。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終わります。

次に、1番議員 添田政勝議員の質問を許可します。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

通告に従いまして一般質問をいたします。

鞍手町の害獣駆除対策についての質問です。

町長は以前議員として害獣被害対策についての一般質問をしたと思いますが、その時の主旨は何でしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当時害獣、鳥獣による農作物の被害について農業者の方から相談を受けましたので、町の有害鳥獣被害防止の取り組みについて質問をしています。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

農業における被害を聞いて何か対策を考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

もちろん主は農業の被害についてですが、当時も一般町道を猪が通ったりということで住民に対しても危害を加える恐れがあるのではないかとというようなことも含めて質問をしています。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

その後町長になられてから状況が改善されたというふうに感じていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成25年10月より、国の鳥獣被害防止対策総合事業が実施されたことや、駆除従事者のご協力により捕獲頭数は年々増加傾向にあります。しかし依然として農作物に対する有害鳥獣被害は続いており、鞍手町の状況は改善されたとは言えないと認識しております。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

捕獲頭数は増加しているということで、猟友会の方々は非常に頑張っていただいているところだと思いますが、猪の被害状況はどう変わりましたか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

猪の平成30年度の被害状況については、水稻で被害面積98アール、被害量につきましては、4,581kg、被害額につきましては103万5千円。またブドウで申しますと、被害面積は75アール、被害量につきましては7,522kg、被害金額につきましては、530万3千円となっております。

なお、この被害状況の変化につきましては、過去からも水稻、ブドウにおいてもここ数年増減を繰り返すような状況でございます。

なお、この被害の数字につきましては、水稻につきましては農業共済の被害額、ブドウにつきましては、ブドウの作付け農家の聞き取り調査等で行っておりますので、完全に網羅している数字ではございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

現場を見てみますと、確実に年々被害が拡大しているというふうに思いますが、行政の対応は以前のままでというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

有害鳥獣による被害は大変苦慮している状況です。水稻、ブドウ、野菜等を作付けされている農家に被害を与えており、生産意欲の喪失なり地域の農業振興に大きな影響を与える恐れがあるというふうに認識をしております。

これまで行政の対応として、捕獲については猟友会の方達に委託をし、銃器及び箱罠による捕獲を年間を通して実施をしております。また、ワイヤメッシュ柵、電気柵などの被害防止施設の整備、捕獲機材の購入等の事業を実施しております。

新たな取り組みとしまして、令和2年度からは捕獲従事者において処分困難な猪の処理に付きましては、町で対応できるよう予算計上をしております。今後も鳥獣被害対策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき捕獲、被害調査等の実践活動を地道に行ってまいりたいと思います。



○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

処分困難な猪の処理については町で対応できるようになってはいますが、一頭当たりの補助金とかについては何か変わりましたか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

現在一頭当たりについての猪の補助につきましては、7千円の補助をしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

それは以前と変わりましたか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

以前と変わっておりません。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

町長は農業が鞍手町の基幹産業だと考え、施政方針でも特産物の PR、巨砲サイダーを推進しておられます。しかし猪は年々進化をして、先程言いましたワイヤメッシュ、これ乗り越えビニールハウスも破って圃場に進入します。そしてその巨峰栽培の材料を餌にしています。その圃場は惨劇であります。

猟友会の方も高齢化になりながらも頑張っているのに行政の対応はゆっくりと感じていますがどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、有害鳥獣の被害につきましては、大変苦慮しているところです。しかしながら先程議員もご指摘がありましたように、猟友会の方達に負うところも多いですし、また箱罟等での捕獲というようなことにもなります。

新たな確固たる新しい対策というのがなかなか見いだせない状況でもあります。そしてま

た、猟友会の方達も年々と高齢化もされているというような状況もありまして、これといった目新しい、また有効な手段が見いだせない状況でもあります。

そういったところで、私自身も歯がゆい思いをしているところでありますが、まずは、地道に捕獲をして行くということになろうかと思えます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

それではこの先の農作物は全部駄目になってしまうような気がするのですが、水稻、果樹園も猪の進入を防ぐのは不可能になって来ているのです。

今年も半年後には収穫時期が来ますが、収穫時期に毎朝あの悲惨な現場を見ると、先程答弁がありましたが、農家はやる気を失ってしまいます。国の補助以外で鞍手町の単独での対策というのは考えられませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

猪被害を抜本的に対策するというのは非常に難しいところがあります。それこそ地道に駆除して行く、防御していく、手段としてはこの2つかなというふうに思います。

駆除して行く中で、例えば、頭数を増やすとすれば、1つは猟友会の方達にお願いをするか、またはそういった資格を取っていただいてハンターになっていただく方を増やすか、または、防除、これもワイヤメッシュ等で柵がずっと張り巡らされておりますが、なかなか今聞くとところによりますと柵の下の方から穴を掘って進入する猪もいるというようなことも聞いたことがあります。

また、ブドウ農家にとってはどこから進入するか分かりませんが、ブドウの棚にぶら下がってブドウを食い荒らすというような話も聞いたことがあります。

そういったことで非常に被害も統計上は増減が繰り返されて、ずっと増えているというような統計上にはなっておりませんが、農家の方達のやる気が喪失して行くということも、私としても理解をしているところです。

先程も言いましたように、どのようにして駆除なり防除して行くかについてなかなか妙案がないというのも現実でもあります。これは農業従事者の方、また猟友会の方達とどういった方策が一番有効なものなのかも今後検討して行く必要があるというふうに思います。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

PR 販売も非常に大事だと思うのですが、その前の栽培、出荷ができないと意味がなくなってしまうし、人の家への被害も考えられますので早急に対策をしていただきたいというふうに思います。

最後に、害獣駆除対策は周辺自治体との関連強化による対策も非常に必要に考えますが、今後の強化対策はありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

申し上げるまでもなく動物にとって自治体の境はございませんので、移動しながらどこにでも出没するといった状況でございます。近隣市町との連携による取り組みにつきましては、鳥獣による農作物被害の防止のための施策の推進、直鞍地域の農業発展及び振興を図ることを目的として直鞍地域の2市2町、宮若市、直方市、鞍手町、小竹町で直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会を構成し、直鞍地域鳥獣被害防止対策計画に基づいて被害防止対策の取り組みを行っているところです。

協議会における取り組みとしましては、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用したワイヤメッシュ、または電気柵などの被害防止施設の整備、捕獲機材の購入、緊急捕獲活動支援事業を実施しており、農作物被害の軽減に努めてはおります。しかし、議員が言われるように、なかなかこれが確実に農業被害の削減に繋がっていないというのが現実かなというふうに思います。

今後は、広域捕獲の可能性について検討を行い、少しでも被害が軽減できるよう、これも先程来お話をしていますように、やはり駆除と防除の両面しか今のところ策としてはありませんので、この両面に亘り取り組んで行きたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

これから先を見ると非常に大変なことになると思いますので広域捕獲、鞍手町の対策を早急にやっていただきたいと思います。

昨夜から今朝にかけても猪は山から下りてきて、水路を埋めて現場を荒らしています。非常に元気に活動した後がありました。半年後には猪もしっかり成長して、実がなったら全部食ってやるぞという猪の意気込みも感じています。

町長の施政方針に、鞍手町の特産物のPRというようにあります。猪はこの敵であります。特産物のPRに向けた町長の害獣対策の意気込みを、猪に負けないような意気込みを聞いて私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

農業従事者の方達の鳥獣被害に対する憤りだと思います。十二分に理解をしているところです。そしてまた、その対策につきましても広域で行政は取り組んでおりますが、行政だけではなく農業従事者の方達、またその地域住民の方達が一体となってどう猪と戦うか、今は

鹿も出て来ているというような話も聞きますので、こういった鳥獣被害とある意味戦いとなるかなというふうにも思います。

そういったことから、三位一体となって知恵を出し合いながらどれが一番効果的か、どういう方法が猪、鹿退治に有効かを皆さんと知恵を出し合いながら考えて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

以上で添田政勝議員の質問を終了します。

次に、11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして一般質問をいたします。

ワクチンも無ければ、国内の複数の地域からどのように感染したか分からない事例が報告されるなど、また今朝は世界的緊急事態との報道がなされていました。非常に心配な新型コロナウイルス感染症でございますが、この対応についてお尋ねしたいと思っています。

まず、こういう事態の中に私達はたたされておりますが、私達が住んでいる周辺の医療機関、あるいは保健所の体制はどうなっておりますか。お知らせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

体制等につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

福岡県内におきます感染症の指定医療機関は12病院あります。また、保健所につきましては19ヶ所設置されておりまして、鞍手町を管轄地域としている保健所は、飯塚市にある嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所です。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

かつては直方市にも保健所があったのです。それが統廃合が繰り返され、今はそういうふうな状態になっておりまして、こういう事態を迎えました時には非常に心細いという思いがするわけでございます。そういったことの充実も要望して行かなければいけないかなと思っています。

当面の問題としまして、先日広報くらとと一緒に役場から新型コロナウイルス感染症に対する対応についてというチラシをいただきました。親切に書いてあります。しかしながら私

達庶民が実際自分が罹ったのではないかなと疑った時に、具体的にどうすればいいのか、相談、医療、あるいは検査の体制は具体的にどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

チラシの方にも記載させていただいておるのですが、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状として、

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
- ・強いだるさや息苦しさがある。

・高齢者や基礎疾患等のある方は、その状態が2日程度続く場合というふうにされていますが、このような症状のある場合は、まず「帰国者・接触者相談センター」に相談するようになっています。

相談後に受診が必要となった場合には、帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診します。また、相談内容から新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断された場合は、「帰国者・接触者外来」への受診調整がなされます。なお、この「帰国者・接触者外来」の医療機関名は公表されておられません。

「帰国者・接触者外来」の医療機関において、届出基準に該当した場合は検体を採取し、保健所が検体を保健環境研究所、これは県内3か所ございます。こちらに搬送し検査が行われます。検査の結果、陽性の場合は感染症指定医療機関へ入院となります。

検査につきましては、厚労省によれば3月6日から感染が疑われる場合の遺伝子検査（PCR検査等）が、公的医療保険の適用を受けることになったということでございます。

検査は、医師が必要と判断すれば保健所を通さず可能となり、設備の整った医療機関や委託を受けた民間検査会社で実施できるようになっております。

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、国や県が設置している「新型コロナウイルス一般電話相談窓口」へお問い合わせしていただいています。

また、町民の皆様から役場へのお問い合わせは、平日、休日、夜間を問わず対応可能な体制を整えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことで、きちんと決められておりますので、私達としましては精一杯の努力をして、得体の知れない病気と闘っていかねばならないと思うのですが、いま保険適用ということがありましたが、実は町内に国保料を払えないで資格証明を出されているということは、すぐに医療に掛かれないという方がいらっしゃるようですが、現在何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

現在のところ資格証明証の交付をしている世帯については44世帯でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

44世帯というのはかなり多いと思いますね。

こういうふうな状況でありますと、感染してもすぐには受診できないと、そういう方達が重症化するだけではなくて周囲に感染を広げてしまうという事態も考えられます。こういう情勢でありますので、この方々に短期保険証を交付され、切り換えまして送り届けることはできないものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

3月2日付けの県の通知によりまして、先程来お話をさせてもらっています帰国者、接触者外来、ここを受診した際に資格証明書を提示した場合には、その当該月の療養については、その資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うことというふうにされております。この取り扱いについては3月診療分から適用することというふうにされております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ただ、私達一般の町民というのは資格証明と書いていたらなかなか駄目なんではないかなと、これで行けばちゃんと保険適用に当てはめて支給されるということで、なかなかそういう理解が行かなくて、特に病気が発症している場合などは体もだるいわけですからそういう気になれない、でもそういうことがないように、こういう事態でありますから、やはり短期保険証に切り換えて送り届けるくらいの検討を、なかなか難しいとは思いますが、やはり町民の中に蔓延化させないためにご検討願いたいなと思っています。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程、保険健康課長が答弁しましたように、資格証明書を3月分より被保険者証とみなすというようなことになっておりますので、その制度に基づいて運用して行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ご配慮もいただきたいとお願いしたい気持ちは強くあります。

次の質問に移ります。

今回2月25日政府が発表しました新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、これは2月25日の段階では、学校等における感染対策の方針の定義及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県から設置者等に要請するとあったのです。

ところが、2日後の27日に突然、教育現場の実情も踏まえないままに「全国すべての小学校、中学校、高校、特別支援学校に、3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請する」と安部首相の要請が出されたわけです。その結果大変な混乱が起こっております。

お尋ねしますが、本来学校の休業の決定権限はどこにあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

本来それぞれの各市町村教育委員会の方でそれについては決定していいというふうになっております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そうなんですよね。本来学校の休業決定権限は地方自治体などの設置者にあるわけです。

だから今回の首相の独断の要請には法的根拠がありません。ところが、首相はああいうことを言われますと事実上の強制力が生まれるわけです。その結果全国の教育現場が大混乱に陥っております。

鞍手町におきましてもおそらく担当の方々には夜も寝られないような忙しさで対応にあたられたのではないかと思います。それがまた今日まで続いております。

町として具体的にどのような対応をされているのかお知らせ下さい。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

それでは(2)の小中学校の対応策と関連する具体的諸課題の中の3点について述べさせていただきます。

まず、1点目の「残りのカリキュラム」については、3月末までに指導すべき内容の指導ということで説明させていただきます。

卒業を迎える学年の児童生徒につきましては、町内6小学校、中学校ともに学習内容の指導が終わっていると3月4日の町校長会で確認しております。現在家庭で履修した内容について、プリントやドリル等を使って復習を行っています。

また、卒業を迎える学年以外の児童生徒については、残っている学習内容について、新年度の4月初めに未指導分の授業を行う予定です。

次に「学年成績評価の処理」について説明いたします。

令和2年2月28日 文部科学省の事務連絡では、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっているため、これに沿い、総合的に成績を判断し評価しています。

それから高校入試を含む卒業生の進路相談につきましては、県立高校を受験する中学3年生については、対象となる生徒に3月2日、3日の2日間で受験に向けての心構え、日程、時間、体調を整えること等の指導を行って当日に臨むようにしています。

在校生の学習、生活指導につきましては、休校中に児童生徒は基本的に自宅で過ごすことを基本としておりまして、不要不急の外出はせず、多くの人が集まる場所へ行かないように指導しております。宿題等を出しておりますので、計画的に家庭学習に取り組むようにもしております。

また、それぞれの学校におきまして家庭訪問を繰り返し行ったり、校区内の巡回指導を行ったりして、児童生徒の見守りを行っているところです。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私も近隣のおじいちゃん、おばあちゃんに当たる方々から1週間に2回ぐらい先生が家庭訪問に見えるといったことも聞いています。

先生方も大変だと思います。家庭訪問といっても町内ではありますが、人数も多いことですから大変だと思います。

私が一番心配しますのは、そのように手を尽くしていただいているのですが、子ども達一人一人にとってはあと2週間残っています。この時間というのはもちろん春休みも含んでくることになると思います。この状況が続けば、人生における貴重な時間なんです。卒業した子ども達は残る日々を友達といろいろ語り合いたかったと。そういったことができなくなっている。また在校生でもクラスが変わるかもしれないので語り合いたかったけれどもできないという状況に追い込まれている。

お尋ねしますが、家庭訪問に行かれて見聞きされていると思いますが、子ども達の状況はどんなふうでございますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

保護者の方からのお話をお聞きしますと、やはり1日目はとても喜んでおりましたが、2日目以降は大変退屈して、外にも出られない状況なので困っているというご連絡等もいただいております。

また、先生方は子ども達が心配なので繰り返し行って行く中で、それぞれのお子さんの把



握をしたいと思っておりますが、保護者がおられない状況の中での家庭訪問ということでご心配やご苦勞をおかけしているというふうに把握しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もう1点私が心配しますのは、給食が本当はある時期だったのになというわけです。県下でもいろいろ聞きますが、学校給食が主なる栄養源であったがために、夏休みになるとやせ細るといふ子ども達もいると聞いております。もし、鞍手町内におきましてこういう事態を招いたがために非常に寂しい思いをしている子どもさんがいらっしゃるとしたら大変胸が痛むことでもあります。こういう状況ですからできるだけ栄養を取って体力を付けておかないと病気に負けてしまいます。何とか恐ろしい状況に万全な対策を講じながら子ども達には貴重な日々を大人達の努力で補償してやれないものだろうか。

できれば学校、施設、先生方のお力もお借りして、接触が悪いということですから、幸い鞍手町の学校は空き教室もあるところもあるようですから、分散してそういう問題が起こらないようにしながら、消毒等に万全の手を尽くしながら何とか給食も再開し、平常に近い状態に学校が戻せないかなと私は願っているわけですが、どんなふうでございましょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

通告にないことですがお答えいたします。

学校給食につきましては、3月2日まで実施しておりまして、3月4日から休みということで給食センターでは給食は作っておりません。

それぞれの休みの中で児童生徒の皆さんの健康につきましては、現在各家庭で十分に配慮をされて健康に留意されていることと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

悪いのは国の方針が突然変わったということであって、現場の方々は精一杯頑張っていたのでそういう気持ちはありませんのですが、何とか子ども達は大事にしたい、子ども達の命と未来を守るために私達大人が力を尽くすことができればという思いから質問させていただきます。

次の質問に移ります。

その突然の臨時休校の受け皿として突然の対応を求められたのが放課後児童クラブだと思います。

町内にはいくつのクラブがありますか。それぞれの児童数と、分かれば指導員を含めた職員の人数を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

学童のクラブは4つございます。

それぞれの学童の対象児童数をお答えいたします。

剣南学童のびのびクラブA 57人

剣南学童のびのびクラブB 36人

鞍手学童保育自然クラブ 36人

西川古月学童なかよしクラブ 53人となっております。

放課後児童の支援員についてお答えいたします。

剣南学童Aにつきましては、支援員が3名、補助員が6名です。

剣南学童Bの支援員が2名、補助員が5名

鞍手学童保育の支援員が2名、補助員5名、

西川古月学童につきましては、支援員が5名、補助員が3名となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

それぞれの学童クラブの退所時間はどのようになっていますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

剣南学童のびのびクラブAとBにつきましては、午前7時から午後7時までです。

鞍手学童保育自然クラブにつきましては、午前8時から午後6時までです。

西川古月学童なかよしクラブにつきましては、午前7時30分から午後6時までとなっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

10時間とか12時間とか非常に長時間です。この感染症の一番感染の危険性があるのはどういう状態だと言われてますか。お答え下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

発熱した時の具体的な対処方法としてご説明をさせていただきたいのですが。

一所に児童同士が密着したり、換気を行わずにその場に留まるような状態が感染のリスクがあると言われていたところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いま聞いただけでも、子ども達はくつつくなど言っても言うことを聞かないし、結構人数が多いですね。聞くところによると開所しても全員が来ていない、人数が少ないところもあるようですので、いくらかは緩和されるかと思いますが、そういう中に、しかも10時間とか12時間とか、長時間子どもを預かるということが、この感染症に対してどうしたことなのか検討されましたか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

長時間の開所につきましては、子どもの安全や感染防止策ということにつきましてのお尋ねだと思います。

3月2日付文部科学省等の「新型コロナウイルス感染症予防のための小学校等の臨時休業に関して放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」という通知がございます。この通知を4つの学童保育へ配信しております。

本通知は、子どもの居場所の確保に係る衛生管理について示されたもので、基本的な感染症対策の徹底として、手洗いやマスクの着用等など、また環境衛生管理の留意事項として、教室等における児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避など、児童を預かる際の留意事項が示されているものです。

併せて、福祉人権課より、同通知に基づき、基本的な感染症対策の徹底や、昼食やおやつ提供における留意点等を通知し、感染症予防に努めていただいております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ここに町から各学童クラブに出された文書があるのですが、基本的な感染症対策の徹底、子ども及び放課後児童クラブ職員について、登所前後及び出勤前に本人の体温を計測し、「発熱37.5度以上の発熱をいう」や、呼吸器症状が認められる場合は利用を断ることができる。子どもの適切な環境を保持するために、1時間に1回、5分ないし10分程度窓を広く空け、このような換気を心掛ける。

子どもが共に生活する環境が清潔に保たれるように多数の子どもが手を触れる箇所、「洗い場、ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、玩具」等は1日1回以上消毒液で清掃、消毒を行う。このようなことがずっとされています。

子ども達が10時間とか12時間いる、そして支援員の方も、これは確かめておりませんが、そんなに多い人数ではないのです。正規の指導員が2人とか3人とかが多かったです。補助の方もいつも出て来られるわけではないと思います。そういうことが可能なのかということですね。

また感染症の疑いのある子どもへの対応は、登所時の子どもの体調や家庭での様子を把握するとともに、保育中の子どもの体温、機嫌、食欲、顔色、活動性等について、子どもとの関わりや観察を通して把握する。

子どもを預かって危険から守る、それ以外にこういう観察もしなければいけないのです。もし感染症の疑いや体調のすぐれない子どもに気づいた時には事務室等の別室へ移動し、体温の他、咳などの呼吸症状の有無についても記録を取る、発熱や呼吸器症状が見られる場合は速やかに保護者に連絡をとり、必要に応じてかかりつけ医等への受診を促すとともに、受診後の結果について放課後児童クラブへも報告するようにせよ。

保育児童の利用可否については、医師が医学的見地に基づいて行うことが原則であるが、発熱があった場合は少なくとも解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまで放課後児童クラブの利用を断ることとする。こういったことも書いていますが、こういったことを指導員の先生方に全部任せるのですか。

預かる時間は10時間から12時間、そしてそんなに人手もない、そういうことを行っているのですが、町長こういったことが実際に可能と思われていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

基本的な感染対策については、いま福祉人権課長が答弁したとおりでありますし、また質問者が言われたとおりでもあります。また、学童保育の施設に関してはやはり接触をなるべく避けるようにというような指導もありますし、実際にそのように指導はされていると思いますが、子どものことですから、なかなかやはり接触については2mとか1m以上離れるということは難しいこともあるかも知れません。しかしながら鞍手町の学童4保育の中では面積要件も勘案しながら新規の学童についてはお預かりを残念ながらできない状況でもありますので、そういったことから感染の予防については配慮しているというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことでありますが、小学校は全員休校と、保育所や幼稚園はどうなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

保育所については、放課後児童クラブと同様に国の通知によりまして原則開所とありますので開所しております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

結局小学校はこういうような異常事態と要請し、その受け皿として学童保育に多大の負担を強いながら、保育所、幼稚園はそのままで平常どおりです。何か非常にちぐはぐ、アンバランスだと思います。その点はどうお考えになりますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

学童保育につきましても学校が当所休校に、安部総理の要請に基づいてどうしたものかと課の方でも検討しておりました。しかしながら国より、先程申しました保育所、学童保育については原則開所ということが示されましたので、それに基づいて開所しているものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先程おっしゃった安部総理の要請ですね。これはその後国の答弁が少し変わってきていますでしょう。どういうふうに変わっていますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

国の答弁は承知しておりませんが、現在厚労省から来ている通知等については日々変化がございます。本日、ただ今答弁しましたことについても今後厚労省の通知によりましてどのように変わるか分かりませんが、現状でお答えさせていただいている状況でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

萩生田文部大臣は設置者の意思に任せるといふ答弁もなさっているようです。だから既に、島根県出雲市で、感染者が確認されていないから当面平常どおり授業をする。受け皿が整っていない。余計な不安を招く。松江市、感染者が確認されるまで休校措置は取らない。岡山県三原市、中高は休校措置であるが、小学校は子どもの居場所の確保のために通常どおり授

業を行う。県内や隣接する広島県で感染が確認された場合は休校とすると。こういうふうにとくさん見送っているところもありまして、文科省が4日の時点で集計しました。全国で404校が休校を見送っています。

今回の小中学校臨時休校として、その受け皿として放課後児童クラブに長時間開所をお願いするという今回の対応を見直すことはできないものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えします。

当初、学童の支援員さんが不足している状況でございまして、1日中の開所は難しい状況でございました。その中で国が学校の先生について支援員と見なすことができるということで、教育委員会の方にその通知が来てご相談をさせていただいているところです。

教育委員会の方ではご足労いただきまして、特別支援学級の先生方が対応できるということで不足するであろうと思っておりました支援委員さんのところについては午前中を2名可能な限り対応させていただいております。その中で学童を開設している状況でございまして、直ちにいま見直すという状況には至っておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いまおっしゃったことですが文科省と厚労省は2日です。新型コロナウイルス感染防止を理由とした小学校の一律休校に関連して、放課後児童クラブ、学童保育や、放課後等デイサービスの業務に学校の教職員が携わることが可能であるという通知を出しているわけです。

学級担任は児童生徒に連絡や家庭訪問などで通常では行わない業務が想定されること等を提示しながら、ここの教職員の業務負担をふまえた上で適切にご検討いただきたいと、こういうことが来ているのです。

私は思うのですが、学童保育に何箇所か行ったことがありますが、建物がプレハブであったり、古い建物であったり、やはり長年持つような建物ではありません。

ところが、学校は立派な建物があるわけです。そして養護教員もいらっしゃいます。先生方がちゃんと配置されて、エアコンも付いているし、そういった環境が全く学童保育と学校では違うのですよ。学校の教職員もいと、学校施設も使っているということが出ているのです。学校で受け入れしているところもいくもあります。

だったら、後2週間ですが、何とか学校で受け入れて、私は思うのですが、先程の1日1回消毒とかがありました。例えば、午前中小学校で見て、できるならば昼食まで食べさせる、そして午後は学童保育に行かせるということであれば、教室の消毒というものも子ども達が帰った後綺麗にできるわけですよ。

学童保育の方も、来る前に綺麗にできるわけです。そして子ども達は給食を楽しみにして

いませんか。楽しみにしていると思いますよ。だから給食まで食べさせて、そして栄養も付けさせて、そしてみんなと楽しい時間を過ごして、そしてまた午後は学童に行く、そうすることが一番この蔓延、感染拡大をストップさせる最良ではないかと思って見直しの可能性はないかというお尋ねをしております。

○議長 星 正彦君

給食の関係は、教育委員会の所管になろうと思いますので、教育委員会の方から答弁していただいて、学童の関係は福祉人権課が所管でありますので、答弁を2人にさせますのでよろしく願いいたします。

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

学校給食に関しましては、先程のご説明いたしましたように3月3日から学校休校に伴いまして停止しております。学校給食の再開等の可能性につきましては、また学校の休校が解除されて、学校が始まるということがありましたらその場合検討して行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

只今教育課長がお答えされたとおり、学校の再開に伴いまして学童保育クラブの開所の対応は考えたいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この問題は全て町の皆さん方の責任ではないと私は思っております。国の方針があまりにも現場を無視したでたらめなやりかたであったからこういう状況になって来て、一番のしわ寄せは子ども達、そして先生方、学童保育の先生方に行っていると思うのです。

後は、鞍手町から感染者が出ないこと、子ども達の命と未来が守られること、これを願うばかりでありますけれども、何とかできる範囲で少しずつでも補ってもらえたらと思っております。

次の質問に移ります。

そういう子ども達はどちらかというところはまだ発症は少ないのです。ところが一番発症すれば重体に陥る介護施設等の対応、特に実際に患者が発生した時には具体的に感染防止策はどのような策が講じられる予定でございますか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

介護保険施設等において、発熱等の症状があった場合に感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診することとされています。

また、利用者等が罹患した場合には、県が本人または家族の同意を得て、介護保険施設に連絡することとされております。

介護保険施設等につきましては、利用者に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人または、家族に要請します。また、県が行う感染経路や濃厚接触者の特定に協力するとされております。

県につきましては、介護保険施設等に対し、休業の必要があると判断した場合には、その全部または一部の休業を要請することとされております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この病気はいろいろ言われていますが、国立感染症研究所の鈴木もとえさんという感染症疫学センターの所長さんが6日に報道陣の取材に応じて答えられています。

国内の感染者数について、自治体から上がっている報告の倍以上いるとの見方を示されております。各地でクラスターが確認され、大半は中高年が占めている、中高年に比べれば少ないが、20代、30代の若い世代にもクラスターがあるだろうと。

これは別の方ですが、感染者は多いけれども多くの人が自然に治っているのではないかと思う、そういう患者がどれぐらいいるのか分かれば安心にも繋がるし、終息の見通しもたつて来るのではないのでしょうか。高齢者や免疫力が弱い人を徹底して守ると共に感染の実態をはっきり把握する、そのためには検査を徹底して行わなくてはいけないということ。そういうことをおっしゃっています。

とにかくどこまで広がるか分からない、どこから感染するのか分からない、この中で私達は細心の注意を払っていかなくてはならない。できるだけ被害を少なくする努力をしないといけないのですが、その中で気にかかることがありますので追加して質問させていただきます。

このような事態の中で学校関係の非常勤の職員の先生方、非常勤講師の方とか、給食センターの方とか、私は詳しいことは分かりませんが大体こういう方が何人いらっしゃって、その方々の雇用と給与の補償はどういうふうになっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

学校関係非常勤職員について町の雇用ということによろしいでしょうか。



町の事務の方が各学校に1名から2名おられます。これは小学校、中学校、豊翔館の方にお出でになります。それから特別教育の支援員さんが全部で12名ということでございます。給与補償につきましては、学校の事務補助員の方につきましては、通常どおりの勤務で学校事務に従事しています。

特別支援学級の支援員さんにつきましては学校での勤務、直接子どもにあたるということですので勤務がございません。今回の臨時休校に伴いまして学童保育が開所になりましたので、希望される方につきましては、学童保育の支援をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

国からもそういう通知が来ております。一斉休校に関するQ&Aとか、授業がない場合であっても授業準備、学年末の成績処理、生徒の家庭学習の支援など、引き続き休校中においても任用することが考えられると、何かの仕事を見つけて給与を出していただきたいと言われております。だからそういったことも落ちがないようにしていただきたいのですが、給食センターの方はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

給食センターにつきましては、委託事業者と打ち合わせをいたしまして、現在衛生管理の研修、若しくは施設の消毒、食器等の機材の消毒、整備等をしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひそういう方々の雇用と給与の補償も決定していただきたいと思います。

通告しておりませんが、今回中止となった学校給食の食材の損出の補償、納入業者。それから生徒の給食費の関連、こういったことはどうなるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

西藤議員に申し上げます。質問事項にないのですが。教育課長答弁できますか。

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

給食費につきましては、3月がございましたので1ヶ月分は全て児童生徒の方にお返しする手続きを取っております。

食材につきましては、学校休校になりました段階で業者の方に連絡をいたしまして、ほぼキャンセルができております。

若干残った食材につきましては、有志で買い取りということではしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

食材ももしかしたら納入する予定で仕入れていたのに売れなかったという方があるかも知れませんから、そういった方の納入業者、生産者の補償についても目配りをして欲しいと思いますし、先程から言いますように1ヶ月分の給食費があるのだったら残り1週間でもいいから豪華メニューの給食を子ども達に提供して、子ども達のいい思い出が、体が健康で病気にかからない体制をしていただけたらなとお願いを最後にいたしまして私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日10日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 15時24分

| 令和2年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）  |                   |           |          |          |           |          |
|--------------------------|-------------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|
| 令和2年3月11日                |                   |           |          |          |           |          |
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |           |          |          |           |          |
| 開閉会日時<br>及び宣告            | 開 会 開 議           |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月11日 午後1時15分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
|                          | 閉 会 開 議           |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月11日 午後2時47分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名       | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 添 田 政 勝   | 出 欠      | 1 1      | 西 藤 典 子   | 出 欠      |
|                          | 2                 | 野 口 美 恵 子 | 出 欠      | 1 2      | 的 野 信 之   | 出 欠      |
|                          | 3                 | 田 中 二 三 輝 | 出 欠      | 1 3      | 須 山 由 紀 生 | 出 欠      |
|                          | 4                 | 宇 田 川 亮   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 5                 | 新 谷 留 晴   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 6                 | 篠 原 哲 哉   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 7                 | 星 正 彦     | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 8                 | 有 働 徳 仁   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 9                 | 栗 田 美 和   | 出 欠      |          |           |          |
| 10                       | 許 斐 英 幸           | 出 欠       |          |          |           |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 | 会議録署名<br>員        |           | 3        | 田中 二三輝   | 4         | 宇田川 亮    |

| 職 務 席                                  | 議会事務局<br>局長              | 武 谷 朋 視 | 出 欠 | 議会事務局<br>局次長 | 長 浦 良   | 出 欠 |
|--|--------------------------|---------|-----|--------------|---------|-----|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                      | 岡 崎 邦 博 | 出 欠 | 会計課長         | 櫻 井 順 子 | 出 欠 |
|  | 教育長                      | 栗 田 ゆかり | 出 欠 | 建設課長         | 松 永 憲 昌 | 出 欠 |
|  | 総務課長                     | 三 戸 公 則 | 出 欠 | 政策推進<br>課 長  | 藤 原 光 徳 | 出 欠 |
|  | 福祉人権<br>課 長              | 石 井 通 稔 | 出 欠 | 地域振興<br>課 長  | 立 石 一 夫 | 出 欠 |
|  | 税務住民<br>課 長              | 梶 栗 恭 輔 | 出 欠 | 上下水道<br>課 長  | 原 敏 勝   | 出 欠 |
|  | 農政環境課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 筒 井 英 和 | 出 欠 | 教育課長         | 古 後 憲 浩 | 出 欠 |
|  | 保険健康<br>課 長              | 芝 野 英 和 | 出 欠 |              |         |     |
|  |                          |         |     |              |         |     |
|  |                          |         |     |              |         |     |
|  |                          |         |     |              |         |     |
| 議 事 日 程                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |
| 付 議 事 件                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |
| 会 議 経 過                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |

## 令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月11日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例
- 日程第2 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町一般職の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更
- 日程第28 議案第30号 鞍手町道路線の変更

令和2年3月11日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回、庁用自動車に限らずということで、スクールバス等も購入するということでの基金条例を明確にするということですが、現在の公有自動車の保有台数及び種類等が分かりましたら教えて下さい。

もしこの場でたくさんあるのでしたら委員会の時に資料を出していただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

台数につきましては委員会の方にご報告させていただきたいと思います。

種類につきましては、概ね今回の条例を基に規則の方で分類を9つに分ける予定にしております。1番目が庁用自動車、2番目に議会車、消防団所属車、コミュニティバス、スクールバス、学校給食運搬車、保健指導者、広報車、そして各課が業務で使用する公用車という形に分ける予定でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう一つ、今後古くなったら買い換えるとか、また政策によっては新たに公用車を購入するといったこともあると思いますが、そういった計画等は持っているのかどうかについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今後の購入計画というのはございません。ただ、行財政改革の折に公用車の取得年月日、それからある一定の使用年月日を整理した計画はございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

この選考委員会は何人で何回を予定していますでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

委員としましては7名を想定しています。委員の内訳としましては、建築を専門とする大学教授を2名、医療や福祉に詳しい元大学教授を1名、教育分野に詳しい大学教授を1名、それから福岡県建設技術センターの職員を1名、直方県土整備事務所の職員を1名及び本町の一級建築技師の資格を持つ職員1名の7名を予定しております。

回数につきましては2回を予定しております。ただ予算上は3回分を計上させていただいています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第7号 鞍手町一般職の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

新旧対照表の2頁の第11条の3です。これによると旧のところが請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができるということですが、今度新しくなったら賃貸借契約書に緊急連絡先の記載を必要としないと。これは何かどういう理由でこういうふうに変わってきたのですか。前文が何か関係するとは思いますが、教えて下さい。

**○議長 星 正彦君**

建設課長。

**○建設課長 松永 憲昌君**

お答えいたします。

内容的にちょっと新旧対照表では分かりづらいと思いますので、この条例の改正を行う理

由を今から回答します。

民法改正に伴い、国土交通省住宅局より公共住宅への入居に際しての取り扱いについての通知がありました。

内容は、今般の民法改正により、個人保証契約において極度額の設定が必要になったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していること等をふまえると、今後公営住宅への入居に際し保証人を確保することがより一層困難となることが懸念される。

住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにして行くことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際して前提とすることから転換すべきであると考え。このため、公営住宅管理標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除することとしたので、各事業主体においては住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう地域事情を総合的に勘案し適切な対応をお願いする。

以上のことを踏まえ、鞍手町でも町営住宅は低所得者の方に低廉な家賃で住宅を提供する役割を果たしていることや、身寄りのない単身高齢者が増加傾向にある現状を鑑みて、町営住宅の供給をより適切に行うため町営住宅管理条例及び鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正し、入居条件としている連帯保証人を削除し、新たに緊急連絡先を提出することとしております。

その他の法律改正による条項ずれと文言の変更等で条例の内容に影響することはございません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

よく分かりました。

もう1つは緊急連絡先ですけれども、変更があったら何か速やかに変えないといけないとか、そういう部分があったと思うのですが、この緊急連絡先というのは誰か他の方なのでしょうか。それとも本人の、例えば携帯電話とか、職場とかというところなのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

安否確認等で協力出来る方、入居者の単身の場合は死亡等の身元引受人等へ連絡出来る方で親族や友人ということで想定しています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。



只今議題となっています議案第8号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は民生産業委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第7 議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部  
を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

質問いたします。

私が丁度同対審答申が出ました時に教員になりまして、特別措置法を経まして2002年  
の終結までのところ、いち教師として携わって来たものですからちょっと気になってお尋ね  
します。

新旧対照表の方からいきますが、改正前、鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する  
条例と、これは現行でございます。

今度新しく改正するという最初の見出しが、鞍手町部落差別をはじめあらゆる差別  
の解消の推進に関する条例となっております。

現行はあらゆる差別だったのが、その前に部落差別というのが付いたわけですが、そこに  
込められた意味というものがありませんでしたらお尋ねしたいと思ひています。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

部落差別をはじめというふうにタイトルに入れたのかというご質問だと考えております。

部落差別解消推進法が施行されたことに伴い、部落差別をはじめとタイトルに入れたもの  
でございます。

この法律では、現在もなお部落差別が存在すると共に情報化の進展に伴って部落差別に関  
する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の共有を補償する日本  
国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の基にこれを解消する  
ことが重要な課題とされているためでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

分かりました。それで今度の新しい改正は先程も言われましたけれども、部落差別の解消  
の推進に関する法律というのが2016年の12月に成立した。これを中心にとということで  
ございますが、この2016年の12月に成立しました時に、全会一致で採択された付帯決

議というものがありますが、どういう内容でございますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

いま答弁できないということですが。

○11番 西藤 典子君

そういうことであれば委員会の時に出していただけましたらと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

委員会の時に用意させていただきます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もう一つ、これが2002年に地域改善対策特別措置法の終了というのがあったわけです。その時に総務大臣官房地域改善対策室から、今後の同和行政についてという通知が出されているのですが、どういう内容かお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

申し訳ございません。いま手元に用意しておりません。

委員会の時に合わせてご提出させていただきます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

先程課長の答弁の中から、今なお部落差別が存在するというふうに言われましたが、鞍手町で今回の条例改正するに当たって、この鞍手町における部落差別の自称が具体的にどういったものがあつたのか、今なおあつているということですので、そのことについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

部落差別の具体的な事例はというお尋ねでございます。

ある選挙におきまして立候補者に対する部落差別と思われる発言が他者よりあつたという通報が選挙管理委員会に寄せられたためという事象がございました。その状況を私の方から県の同対局の方に報告をしております。

○4番 宇田川 亮君

ある選挙とはどこの選挙ですか。

○福祉人権課長 石井 通稔君

町内での選挙で立候補予定者に対する部落差別と思われる発言が他者よりあったという通報が役場に寄せられました。その寄せられたところは選挙管理委員会で行いました。その状況について県に報告をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

これは立候補予定者に対する誹謗中傷といいますか、部落差別と思われる発言が選挙管理委員会に寄せられたということなのですね。それはいつのことですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

平成30年度でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

細かいことで申し訳ありませんが、新旧対照表で、今度旧の方には学校現場でのいじめや体罰等、以下あらゆる差別というところが完全に今回なくなっていますが、新しい方では「学校現場でのいじめ、体罰」等については、新しい方ではなかなか読み取りづらいのです。特にいじめや体罰等については厳しい批判や実態もいくつかは大なり小なりあると思うのです。これについてはどういうふうに解釈すればいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今回の条文の整備につきましては、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、この3つの法律を前段におきまして、その中で差別等としております。その差別等の意味につきましてご説明いたします。

法務省が掲げておられます人権啓発活動強調事項という、これが17項目あります。その17項目を申し上げます。

女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害者を理由とする偏見や差別、同和問題、アイヌの人々に対する偏見や差別、外国人への差別、HIV感染者やハンセン病患者等に関する偏見や差別、刑期を終えて出所した人に対する偏見や差別、犯罪被害者とその家族の人権、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題、ホームレスに対

する偏見や差別、性的指向を理由とする偏見や差別、政治人を理由とする偏見や差別、人身取引の問題、東日本大震災に起因する偏見や差別。

このような17項目を想定しております。

先程言われました子どもの人権、また前段にありました女性の人権についてはこの中で含めて整理を考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

これに詳しく書いているので私も気がつかないところがあったのですが、結局これは今回の幼児教育・保育の無償化に関しての修正ということでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

そのとおりで、幼児教育・保育の完全無償化が実施されたことにより特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い本条例の改正となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

いま現在の状況はどのような形になっていますでしょうか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現在の鞍手インター周辺の開発の状況ということですのでお答えいたします。

平成30年3月に福岡県から開発行為等の許可を取得し、いま造成工事を進行されております。

一部中断したような状況ではございます。これは開発行為等の許可では、予定建築物等の用途を倉庫及び店舗としておりましたけれども、立地を希望する事業者や業種が多岐に亘って来たため、現在開発行為等の変更許可も視野に調整をしているという状況でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう少し詳しくなんですが、この時期に建造物の制限を加えたということについて詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

本来この地域については産業集積地ということで、工業系の用途地域とあるべきではございました。しかしながらこれまで当該用地の開発目的に工業系や商業系、あるいは住宅系と様々な用途の構想、提案がございました。そこで柔軟な対応が出来るように用途地域の指定をせずに無指定としておりました。

その後、土地を取得した鞍手開発の合同会社の方で、産業集積地として開発することになったわけではございますが、用途地域を指定するには若干時間が2年程度掛かるということで、現在地区計画を先に定め、建築制限を掛けることによって不法な建築等が起こらないように、環境を守るために、先に地区計画を定めて行ったということではございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この表題のところに、鞍手町消防団に機能別消防団員制度を導入することに伴いというふうに書いてあるのです。

先日、町長が提案説明をされました時に、そのことにつきまして鞍手町消防団に火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する機能別消防団員制度を導入すると説明があったのです。この内容を見てみると、機能別消防団員というのはそういうことなのか、次の表題の2枚目のところですが、機能別消防団員は次に掲げる資格を有する者のうちから、町長の承認を得て団長が任命する。(2) 年齢70歳以下の者と書いています。見てみると事務をする、その辺がよく掴めませんが、どういうことでしょうか。教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この機能別消防団員の導入する目的からご説明させていただきたいと思います。

近年の異常気象によりまして、大雨や台風などの自然災害や地震など、大規模災害等が発生しております。そういう中で消防団員の役割が大変重用視されておりますが、消防団組織の充実を求められている中で団員の確保に苦慮している状況でございます。

そういった中で今回火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する機能別消防団制度を導入するというところでございます。

この機能別消防団員につきましては、まず資格といたしましては、町内に在勤する方で70歳以下の方、そして志操堅固、身体強健な方、そして元消防団員で分団長以上の経験を有する方、その他団長が特に必要と認められた方ということでこの資格を設けております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

事務がなんとか、保険が消防団員等公務災害補償責任共済契約に関わる掛金の額を、そういうことを、では事務をするということではないわけですね。分かりました。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

前回は消防団の定数が200名で、今回については機能別消防団員というのを新たに設けて、その部分を含めて200名ということなのですが、これを新たに機能別消防団員というのを掲げて、いま現在消防団員が減っていてなかなか手がないというような状況の中で、これをわざわざして増えて行くということに繋がるのでしょうか。消防団員が。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回この機能別消防団員を導入するにあたりましては、消防団員としての定数200名は変えずに、その200名の内15名を機能別消防団員として定数で割り当てるという形にしております。

いま議員がおっしゃいましたように、定数200名を変えないといたしました理由につきましては、現在、先程申しましたように、この消防団員の確保というのはなかなか今苦慮しているところでございます。何とか活動していただける方々を確保したいというところでこの機能別消防団員を導入するというところでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう一つ、年齢を70歳以下、一般的に70歳以下というのは入れられるのですが、しかし70歳を超えても今尚元気で頑張れる方もおられると思うのです、特に消防団員の中で。これで70歳以下の者と定義付けたらなれなくなるというか、人材のことかも知れませんが、ここは付けるべきなのでしょうか、付けなくてはいけなかったのでしょうか。外してもいいんじゃないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この機能別消防団については先程いいましたように、大規模災害等の任務について出動をお願いするという事になっています。そういったことから通常の消防団員の活動以上に危険を伴う場合もあります。そういったことから、70歳以上の方でもお元気な方は当然ながらいらっしゃるとは思いますが、そういった危険な任務に就いていただくにはある程度の年齢の制限が必要かなというようなことから70歳ということで制限を設けています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の22頁をお開き下さい。

2款 総務費について、22頁から31頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、30頁から41頁まで質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

35頁、3款 1項 社会福祉費でプレミアム商品券の負担金が、大きな額がマイナスといった形になっておりますが、この原因等についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

プレミアム商品券の事業費全体では6,457万5千円を減額しております。これにつきましては、プレミアム付商品券の購入者が見込より少なかったことによるものです。

いまお尋ねのプレミアム付商品券の負担金では、これにより6,069万7千円を減額しております。この減額に至った対象者につきまして少し説明をいたします。

これにつきましては、全体の購入見込が100%ではなく、全体が32.7%で落ち着いたことによるものでございます。それにより減額をしたものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

30数%の実績ということは、要するに当所の予算と比べたら約60数%の減額率ということになると思いますが、そういう理解でいいのですか。

それに伴って利用者が少なかったということなんで、その啓発等に落ち度等というのか、そういう反省点というのはあったのか、なかったのか、その辺も含めて教えて下さい。



○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず、プレミアム付商品券を周知するにあたりまして個別の通知を7月26日よりお知らせを発送しております。当所が3,778名、これは全員分です。そして申請が行われていなかった方に再度通知を1,782名対象者に対して送っております。

また、広報くらてにつきましては、7月、9月、11月、12月で4回に亘って掲載をしております。また、SNS等では12月に申請に関するお知らせ等を2回フェイスブックで紹介をさせていただいております。

それ以外でもチラシやリーフレット、ポスターを役場や中央公民館、福祉センター、郵便局等に設置して周知を図っている状況でございました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

37頁、子ども医療対策費というのがあります。1千万円ぐらい減額になっているのですが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

当所の見込んでおりました予算額と申しますのが過去2ヵ年、これの実績に基づきまして予算措置を行っておりましたところ、今年度に入りまして実績がその数字を下回っていると、言い換えますと子ども医療費が掛からなくなった、その分を今回減額をさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、40頁から43頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について、42頁から47頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から21頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

昨年の9月議会、そして12月議会において幼保無償化によって792万円の負担額が減ると。それは町長は子育て支援策に使うというふうに言われていましたが、12月の一般質問の答弁でそういうふうに言われていました。今回の補正で子育て支援策があるのかなと思っていたのですが一切載っていませんでしたので、今年度出た負担軽減792万1千円と言われていましたが、これについてはどういうふうに、今回の補正ではないのですか。

何か子育ての支援策に充てますと町長は言われていましたが、期待に外れて補正に載っていませんでしたのでお尋ねしました。

**○議長 星 正彦君**

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

今回の補正につきましては、令和元年度の補正ということで期間も残り少なくあります。ここで補正をしても期間が数日ということでもありますので、今回その予算につきましては、何も新たな事業を始めるといふことにはなりません。以上です。

**○議長 星 正彦君**

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

町長は答弁の中で子育て支援策をやるということでしたので、ではその考えはあるのですか。この792万円分についてはどのように考えているのでしょうか。

**○議長 星 正彦君**

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

先程答弁をさせていただきましたように、令和元年度の事業の中では日にちもありませんのでなかなか難しいというふうに考えています。令和2年度につきましても、一般質問の中でもご答弁させていただきましたように、子育て支援包括支援センターの設置と新たな子育て支援に対する経費も必要となります。そういったことも全て勘案して、どのようなものが子育て支援に一番効果があるか、また費用対効果も含めた上で検討させていただきたい

というふうに思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

17頁、児童福祉費補助金というのがあります。子ども医療費の補助金とかかなり減額されています。これはどういう内容なんでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

この子ども医療費補助金の減額につきましては177万1千円ほど減額させてもらっているのですが、これは4月から10月までの医療費支給額によりまして年間医療費の支給額を算出し見込んだ結果この額が不用になったということで、実績に応じて減額させていただいているということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の62頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、62頁から119頁まで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます

3款 民生費及び4款 衛生費について、118頁から187頁まで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、186頁から209頁まで質疑はありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

192頁、スマート農業推進事業費の件数と機械の台数を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

件数は1戸の農家でございまして、要望がありました機械につきましては、トラクターが1台、それからそれに付きますロータリーが1台を整備する予定でございます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

トラクターが1台とロータリーが1台、メーカー、型式、定価 あと販売店は。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

只今その資料は持ち合わせておりませんので、後で資料を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

トラクターの使用時期と、圃場はどの辺で見れますか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

その件についても、そこまでの聞き取り調査はしておりませんが、この1件につきましては、古月地区の農家の方でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、208頁から235頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、234頁から297頁まで質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

251頁の小学校情報通信ネットワークシステムの事業費ですが、あと、257頁の小学校、中学校の事業費ですが、これの具体的な内容をお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

この事業についてご説明したいと思います。

これは国のGIGAスクール構想、生徒一人一人に一台の端末及び高速大容量のネットワークの一体的な整備を目的とする事業でございます。

今回の委託料につきましては、各小中学校の各教室でインターネットが出来る環境を整える事業でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

これはタブレットとかなんですが、故障した場合とか管理はどこが行いますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

これにつきましては、学校の工事、又は将来的にはタブレット1台1台になりますので、これは教育委員会が管理して修繕等をして行くと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から61頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

20頁、21頁のところの地方交付税です。

今回地域社会再生事業費が、言い方が悪いのですが、田舎の方に、地方に配分を強くしようという部分、これも含まれていると思うのですが。それともう一つ、幼保無償化に伴う市町村負担分が今度地方交付税に算入されるということですので、この額について教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

幼児教育保育の無償化による影響額というものは、当初お配りしております当初予算の概要の中にも載っておりますが、1,961万9千円が町の負担額となりますので、この分が交付税の中に算入されておるものと考えております。

それと地域社会再生事業費の金額ですが、今のところこの金額は具体的には5千万円を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

特別委員会の中で詳しい計算方法等を教えていただきたいというふうに思いますが、今回幼保無償化、それから地域社会再生事業費が地方交付税に算入されて、その分は今のを合わ

せたら約7千万円のプラスということになりますが、その分の上乗せという形で思っていたらいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

いまお答えしましたプラス要因はございますが、逆にマイナス要因もございますので、それを差引しまして約6千万円の金額の増と考えています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

197頁のため池耐震調査の2箇所を教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

今回のため池耐震調査の箇所ですが、永谷裏池と一ノ谷池の2箇所をするようにしています。以上です。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

この2箇所以降も今後耐震の調査はやって行くのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

一応、場所は決定していませんが、県からの指導なりがございましたら今後もやっていくようにしています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

99頁の危険空家対策事業費400万円上がっていますが、その内の250万円は昨年度から町長肝煎りで解体については補助金を出すと。解体については上限50万なので、上限を使ったとすれば5件分の予算が付いていますが、これについてどこどこという部分があ



るのかどうかと、もう一つの150万円の方ですが、略式代執行で行うということですので、この場所について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、略式代執行分の150万円につきましては、現在中山西区内の空家を対象としています。

それから、新年度の5件分については、現在2件程新年度対応分でいま想定していきまして、地区としましては小牧区内、それから中山南区内を現在想定しています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

代執行の方の150万円ですが、中山西区ということですが、同じように危険な家屋がたくさんあるわけで、その中でこの中山西区を選んだという理由、それから基準、今後同じようなところが沢山あると思いますが、今後どういうふうを考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

基準としましては、当然この空家の対策法に基づいて判断して行っていますが、西区の要件については、全く相続人等が見当たらない、該当者が調査をしても上がって来ないというところがございましたので、対象とした大きな理由でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

全く所有者等が分からない中での代執行ということですので、これは戻って来る見込みもないということですね。そういうふうに思った方がいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第20号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員

会を設置し、これに付託の上審議することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 14時17分

再開 14時40分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それでは報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第19 議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

田中議員。

### ○3番 田中 二三輝君

提案理由の説明を見ますと、タイル等を撤去して、外壁タイルを撤去した際に付帯コンクリートですから多分本体思うのですが、これの想定以上の劣化が確認されたことに伴う追加調査及び改修というふうになっていますが、この調査で全体的に終わるのか、それとも更に防水シート等を剥いた場合に、更にまた追加工事等が発生する恐れがあるのか、どのように見込んでいるのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今後の日程についてお答えします。

現状では外壁のタイルを剥がしている状況でございます。その中で現状の確認は終わっています。また、屋上防水につきましても防水シートを剥がしながら確認しておりますので、調査は終わっているということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

本体等の調査は終わっていると。従って工期の変更、工事費の請負契約の変更等は今回の変更で完了するというふうに理解していいのですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

工事につきましては、現況で調査をした内容でございますので、以上の工事の、これに関する工事の変更はないということで工事を進めております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと工期が6月末という変更になっていますが、全体的な工事が終わるのが6月末という理解になるかと思いますが、もうすぐ4月ですね。数ヶ月間で終わるという判断でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

議員がおっしゃるとおり6月末を予定して工事を粛々と進めております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第28 議案第30号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

この道路の開通はいつ頃を予定していますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

開通予定は、看板も県の方が掲げていますとおり3月24日ということで聞いております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

開通はすぐ目の前だということですが、反対側から来た場合に、坂道を下ってすぐカーブのようになっています。あそこは非常に危険だという声が聞かれるのですが、その点についてはどういうふうを考えられていますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

県の方の工事になるので県の方にはもし開通して通ってみて、本当にそういった場合危ないなということであれば県の方に補修してもらうのか、また町道路線に変わりますので町の方できちっと安全対策を考えるのかは、その時に考えたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

下ったところでのカーブですので、丁度スピードが出やすいところでもあると思いますので、十分注意していただきたいという要望は申し上げておきたいと思います。

もう一つ、町長の一般質問の続きにもなりますが、北九鞍手夢大橋が開通したのが北九州市側と鞍手町を繋いで流通を図るだとか、いろいろな交通の便も良くなるということでしたけれども、いま北九州市側もある程度の工事をやっている途中であると思います。そもそもの目的は向こうの都市高速に繋がるというような話もありましたし、いつ頃どういう形で繋がって行くのかというのもぜひ町民の方にも知らせていただきたいと思います。

私も全然今は把握していませんので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

北九州市側の部分については県の方からある程度の期間とか工事区間、ここまではいつぐらいまでというのはある程度把握しておりますので、そういった形で町民の皆さんに報告できる機会がありましたら、その時に報告したいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時47分

| 令和2年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）  |                   |           |          |          |           |          |
|--------------------------|-------------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|
| 令和2年3月19日                |                   |           |          |          |           |          |
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |           |          |          |           |          |
| 開閉会日時<br>及び宣告            | 開 会 開 議           |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月19日 午後1時00分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
|                          | 閉 会 開 議           |           |          |          | 議 長       |          |
|                          | 令和2年3月19日 午後1時48分 |           |          |          | 星 正 彦     |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名       | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 添 田 政 勝   | 出 欠      | 1 1      | 西 藤 典 子   | 出 欠      |
|                          | 2                 | 野 口 美 恵 子 | 出 欠      | 1 2      | 的 野 信 之   | 出 欠      |
|                          | 3                 | 田 中 二 三 輝 | 出 欠      | 1 3      | 須 山 由 紀 生 | 出 欠      |
|                          | 4                 | 宇 田 川 亮   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 5                 | 新 谷 留 晴   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 6                 | 篠 原 哲 哉   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 7                 | 星 正 彦     | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 8                 | 有 働 徳 仁   | 出 欠      |          |           |          |
|                          | 9                 | 栗 田 美 和   | 出 欠      |          |           |          |
| 10                       | 許 斐 英 幸           | 出 欠       |          |          |           |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 |                   |           |          |          |           |          |
| 会議録署名<br>議員              | 3                 | 田中 二三輝    |          | 4        | 宇田川 亮     |          |

| 職 務 席                                  | 議会事務局<br>局長              | 武 谷 朋 視 | 出 欠 | 議会事務局<br>局次長 | 長 浦 良   | 出 欠 |
|--|--------------------------|---------|-----|--------------|---------|-----|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長                      | 岡 崎 邦 博 | 出 欠 | 会計課長         | 櫻 井 順 子 | 出 欠 |
|  | 教育長                      | 栗 田 ゆかり | 出 欠 | 建設課長         | 松 永 憲 昌 | 出 欠 |
|  | 総務課長                     | 三 戸 公 則 | 出 欠 | 政策推進<br>課 長  | 藤 原 光 徳 | 出 欠 |
|  | 福祉人権<br>課 長              | 石 井 通 稔 | 出 欠 | 地域振興<br>課 長  | 立 石 一 夫 | 出 欠 |
|  | 税務住民<br>課 長              | 梶 栗 恭 輔 | 出 欠 | 上下水道<br>課 長  | 原 敏 勝   | 出 欠 |
|  | 農政環境課長<br>兼農業委員会<br>事務局長 | 筒 井 英 和 | 出 欠 | 教育課長         | 古 後 憲 浩 | 出 欠 |
|  | 保険健康<br>課 長              | 芝 野 英 和 | 出 欠 |              |         |     |
| 議 事 日 程                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |
| 付 議 事 件                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |
| 会 議 経 過                                | 別 紙 の と お り              |         |     |              |         |     |



## 令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月19日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第30号 鞍手町道路線の変更  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第7号 鞍手町一般職の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)

- 日程第14 議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算 (第6号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算 (第1号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第1号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更  
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第21 議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 閉会中の継続事件

令和2年3月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第8号から日程第8 議案第30号までの8件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第30号 鞍手町道路線の変更。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

西藤議員。

#### ○11番 西藤 典子君

本案に反対して討論いたします。

本来、条例の制定は、現在の政策課題を解決し、町民が幸せに暮らせる社会を実現するために制定するものであり、町民ニーズや、現行制度等を十分に調査し、町民の感心を盛り上げ、まとめあげたものを条例案文に練り上げ制定するものだと思います。

そういう観点から、現行条例と改正条例を読み比べて見ますと、まず表題が現行の「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」から、改正案は「鞍手町部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消の推進に関する条例」と改められています。

まず、現行条例ですが、現行条例の制定は1996年、平成8年となっています。それから5年後の平成13年1月26日付けの、総務省の地域改善対策室からの「今後の同和行政について」という文書にはこう書かれています。

「これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化」、「特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない」。

「人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けること

は実務上困難」とあります。ですから、現行の条例第1条、目的の項ですが、今から55年前、昭和40年、1965年に出されました「同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして今なお日本の社会に強く残る部落差別をはじめ」という部分、これについては記述は改められるべきだと思いますが、現行条例にはそれに続けて「障害者差別、男女差別、学校現場でのいじめや体罰等（以下あらゆる差別という）が何ら自ら責めに帰すべき理由によらないで、今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、速やかにあらゆる差別の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい町の実現に寄与することを目的とする」とあります。今日の現状は一人一人の命の重みを軽んじられることが多く、多くの人々が日々生きづらさを感じています。

今月の16日に判決が下されました凄惨な「津久井やまゆり園」事件や、ジェンダーギャップ指数で日本が153カ国中121位となっている現実や、性暴力への相次ぐ無罪判決に女性達が必死の思いで立ち上がり、性刑法が被害者の観点から改正されるよう願っている現実、また幼い子ども達の悲劇的な死や、今日また判決が出ましたが、自殺にまで追い込まれる深刻ないじめの実態等、現行条例には今論議が始まっている高齢者差別の問題は入っておりませんが、現在の政治課題を反映した、理解しやすい文言になっています。

それに対しまして、改正案の内容を読みますと、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別を始め、障害者、外国人への差別等あらゆる差別（以下「差別」という）の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする」となっておりまして、現行法にありました、男女差別やいじめ、体罰が落ちております。尋ねますと、法改正があったから、それに沿って改正するということですが、改正にあたっては差別の現実に苦しんでいる人々の心の奥底までおもんばかった、町民一人一人の心に響く改正内容であってこそ条例としての力を発揮し、改正の意義あるものになるのではないのでしょうか。改正が1～2年遅れても、せめて今後10年位は町民こぞって、鞍手町からあらゆる差別をなくす努力をするための指針となるような条例を望みます。再度検討いただくことを期待しつつ反対の討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

須山議員。

○13番 須山 由紀生君

議案第9号「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」に対し、賛成の立場で討論に参加します。

私たちは母親から「オギャー」と生まれ落ちた時から、人としてすべてが平等でなければならないというのが私の持論です。

日本国憲法は、その基本的人権をすべての人に等しく保証しています。そのことを重く受け止め、更に、世界でも有数の先進国として、国際社会に貢献している我が日本国内におい

て、「地域差別」や「身体又は人権的差別」及び「思想的差別」が未だに根強く残っていることを鑑みて、施行された根拠法の趣旨を重要視するとともに、本町からのあらゆる「差別等」の解消を強く望みます。

以上を賛成の理由とし、議案第9号「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」の賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鞍手町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第9 議案第3号から、日程第19 議案第29号までの11件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

#### ○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例。

議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町一般職の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例。

議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)。

議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)。

議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。次に、

議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例に対し反対の立場で討論いたします。

本議案は、庁舎等建設に伴う設計者の選考及び本体建築工事等に係る競争入札指名者の選択を厳正かつ公平に行うための委員会を設置するための改正であることは十分に理解できるとし、必要性も強く感じているが、委員の構成内容に教育関係及び福祉関係の大学教授等を含むことに関し、町執行部の説明は到底納得できるものではなく、これら委員の必要性を感じ取ることができません。

以上を理由に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例の反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町一般職の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第20 議案第20号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐予算特別委員長。

#### ○10番 許斐 英幸君

予算特別委員会議案審査報告をいたします。

議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号について討論はありませんか。

宇田川議員。

#### ○4番 宇田川 亮君

議案第20号 鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

安倍政権の新年度予算は、消費税増税で深刻な打撃を受けている国民の暮らしや営業には目もくれず、大企業優遇と大軍拡を推し進める最悪の予算となっています。

1つは、「全世帯型社会保証」と言いながら、社会保証の自然増を抑制し、高齢者向け社会保証予算を削減しています。年金を削り続ける政策や介護保険の給付も削る。まさに「全世代に負担を強いる」ものとなっています。

2つ目の経済対策では、消費税増税の批判をかわすため、「臨時・特別の措置」でポイント還元やマイナポイント、学習用コンピュータを生徒一人に1台配付するなど、有効に使われるかどうか疑問の「ばらまき」的な予算も組まれています。財政健全化目標も達成しそうになく、「消費税頼みでは財政健全化はできない」ことがまたもや立証されています。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。そうした中、危険空家対策事業や、待機児童を解消するための関連予算、くらて病院移転に伴う周辺道路の改良事業、剣北小・室木小の屋外トイレの洋式化などは、歓迎されるものです。

しかしながら、高すぎる国保税や介護保険料、年金も切り下げられる中での消費税増税で町民の暮らしも、営業も大変です。国保の均等割を無くし、町独自の介護の減免制度などで低所得者の負担軽減を図るべきです。さらには、ゴミ袋料金の値下げ、高校卒業までの医療費無料化など、町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

#### ○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中議員。

#### ○3番 田中 二三輝君

議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計に対し、賛成の立場で討論に参加します。

町長は、議会に望むにあたり、その態度は横柄の一言に尽きます。

また、議員からの質問等に対する答弁は不明瞭であり、不明確であると言わざるを得ません。この町長の議会に対する姿勢は、議会を軽視し愚弄していると言わざるを得ません。

令和2年3月定例会初日に行った町長の今後の町政運営に関する施政方針では、耳障りの良い言葉を連ねているが、町長の思い描くまちづくりに関する実行力、行動力、又は努力し

ている姿勢は微塵も感じ取ることが出来ない。

更に、町長就任後1年半以上の無駄な時間を費やし、やっと進み出した庁舎等建設には関係職員のためめ努力には敬意を表します。このまま何らの横やりが入ることなく、順調に推移することを期待します。

一方、議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計の内容はやっと進み出した庁舎建設に関する予算や、町民や利用者に不便な思いを強いている中央公民館大規模改修費が計上されています。

また、各種事業予算は目を引く新規事業はなく、例年と大差ないものとなっています。

このことから、町民は例年どおりの行政サービスを令和2年度も引き続き受けられるものと思慮します。

各種事業を進めるにあたり、担当職員は一部の住民が利益を得ることとならないよう、住民間に不公正が生じないように条例や規則、ルールを遵守し、いかなる者からのゆがんだ要求に屈することなく予算執行していただけることと信じ、議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計の賛成討論といたします。

#### ○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第21号から日程第25 議案第26号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

#### ○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第21号について討論はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

安倍政権は2020年度から、「保険者努力支援制度」を使った新たなペナルティを導入し、法定外繰入を解消させようとしています。更に、福岡県は3年間の「激変緩和措置」の約束を反故にして2年で打ち切る方針です。これにより国保税を値上げする自治体も出て来るとも考えられます。こういった中、鞍手町では、高すぎる国保税を引き下げるまでには至りませんが、値上げしなかったことは評価できます。

しかしながら、国保税が高すぎるという状況は変わっていません。町の努力で、せめて、生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけないように、子どもの均等割を無くすべきです。そして、国保の構造的問題を解決するために、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めて行くことを申し上げ反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。



次に、議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第24号から日程第28 議案第28号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

#### ○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算。

議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 田 中 二三輝

議員 宇田川 亮

令和2年3月19日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委員会名          | 調査事項   |
|---------------|--|
| 総務文教委員会       | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査                          |
| 民生産業委員会       | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査                      |
| 議会運営委員会       | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 新庁舎建設特別委員会    | 新庁舎の建設等に関する審査  |
| 議会広報編集調査特別委員会 | 議会広報編集及び調査   |